

原子力規制委員会
平成29年度行政事業レビュー
公開プロセス

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成29年度行政事業レビュー公開プロセス 議事録

1. 日時

平成29年6月9日（金） 14：00～16：54

2. 場所

六本木ファーストビル13階 会議室D・E

3. 出席者

飯島 大邦 中央大学経済学部教授

小笠原 直 監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員

田淵 雪子 行政経営コンサルタント

伊藤 伸 政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター

河村小百合 株式会社日本総合研究所 調査部上席主任研究員

デービッド・アトキンソン 株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長

事業説明者

原子力安全人材育成センター

浦野 宗一 副所長

白井 文雄 規制研修課長

杉本 文孝 人材育成課 課長補佐

長官官房放射線防護グループ

片山 啓 原子力規制庁核物質・放射線総括審議官

武山 松次 原子力規制庁監視情報課長

山本 郷史 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長

事務局

荻野 徹 原子力規制庁次長

廣木 雅史 原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）

原田 義久 原子力規制庁長官官房参事官（サイバーセキュリティ・情報化担当）

折橋 正敬 原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）付経理調査官

4. 配付資料

議事次第

- 資料 1 - 1 選定理由及び論点（原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費）
- 資料 1 - 2 原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費の概要
- 資料 1 - 3 原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費に係る行政事業レビューシート
- 資料 2 - 1 選定理由及び論点（原子力規制庁における主なモニタリング事業（環境放射能水準調査等事業委託費、放射線監視等交付金）について）
- 資料 2 - 2 原子力規制庁における主なモニタリング事業（環境放射能水準調査等事業委託費、放射線監視等交付金）の概要
- 資料 2 - 3 原子力規制庁における主なモニタリング事業（環境放射能水準調査等事業委託費、放射線監視等交付金）に係る行政事業レビューシート
- 資料 2 - 3 - 1 環境放射能水準調査等事業委託費に係る行政事業レビューシート
- 資料 2 - 3 - 2 放射線監視等交付金に係る行政事業レビューシート
- 参考資料 1 原子力施設に係る規制及び検査制度の現状と見直し
- 参考資料 2 原子力安全研修所の土地建物関係の委託契約について
- 参考資料 3 年度別支出額一覧
- 参考資料 4 資金の流れの一例

5. 議事録

○荻野次長 それでは、定刻になりましたので、公開プロセスを開催いたします。

本日は行政改革担当大臣であります山本大臣に御臨席を賜っております。どうもありがとうございます。

それでは、順次始めさせていただきます。

それでは、本日の進行役を務めさせていただきます原子力規制庁次長の荻野でございます。よろしくお願いいたします。

では、開会に先立ちまして、まず、配付資料の確認を事務局のほうからいたします。

○廣木参事官 それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

有識者の先生方には事前に資料を配付させていただいておりますけれども、それに加えて、机上に追加の資料、差しかえの配付も置かせていただきますので、それを交えながら資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、資料1-1でございますけれども、公開プロセスに係る選定理由及び論点(原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費)というA4の表裏の紙でございます。それから、資料1-2が、原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費の概要というA4横のパワーポイントの資料でございます。それから、資料1-3が、A3の原子力保安官等訓練設備整備事業委託費に係る行政事業レビューシートということでございます。それから、資料2-1が、選定理由及び論点ですけれども、原子力規制庁における主なモニタリング事業(環境放射能水準調査等事業委託費、放射線監視等交付金)についてというA4の2枚つづりの資料でございます。それから、資料2-2が、原子力規制庁における主なモニタリング事業(環境放射能水準調査等事業委託費、放射線監視等交付金)の概要という、これはA4横のパワーポイントの資料でございます。それから、資料2-3としまして、原子力規制庁における主なモニタリング事業に係る行政事業レビューシートということで、資料2-3-1が、環境放射能水準調査等事業委託費に係るレビューシート、それから、資料2-3-2が、放射線監視等交付金に係るレビューシートということでございます。

それから、参考資料でございますけれども、まず、参考資料1が、A4横のパワーポイント3ページの資料でございますけど、原子力施設に係る規制の現状と見直しの考え方、原子炉等規制法に係るものでございますけど、用意させていただいております。それから、参考資料2ですけれども、原子力安全研修所の土地建物関係の委託契約について。これは、事前配付したものから一部ちょっと追記をしてございます。それを机上に配付しておりますので、ちょっと差しかえということで、御確認いただければというふうに思います。それから、参考資料3が、年度別支出額一覧というものでございますけれども、これは、環境放射能水準調査の放射能測定の方と、それから、放射線監視等交付金の原子力規制委員会が発足してからの平成25年度から28年度の各都道府県の額というものを書いた資料でございます。それから、参考資料4が資金の流れの一例ということで、これも環境放射能水準調査、それから、放射線監視等交付金、それぞれの平成28年度支出額の一番大きかった県であります高知県、それから、茨城県における資金の流れを図にしたというものでございます。これに加えて、机上に1枚追加資料を置かせていただきましたけど、これは、放射線監視施設の原子力施設からのおおよその距離、津波浸水想定区域の内外の別、パッ

クアッサーバー設置の有無というふうな資料を置かせていただいております。

それから、資料は以上でございますけれども、加えまして、先生方のお席には配付資料とは別に2事業分の評価コメントシートを配付させていただいておりますので、それぞれあるかどうか、御確認いただければと思います。過不足があれば事務局までお申しつけください。

○荻野次長 それでは、順次、資料につきましては、挙手等をしていただければ事務局のほうで追加をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、冒頭に本日の公開プロセスに御出席いただいております有識者各位の先生方の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、順番に、中央大学経済学部教授の飯島大邦様。

○飯島委員 飯島でございます。よろしくお願いいたします。

○荻野次長 続けて、監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員、小笠原直様。

○小笠原委員 小笠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○荻野次長 行政経営コンサルタント、田淵雪子様。

○田淵委員 田淵でございます。よろしくお願いいたします。

○荻野次長 政策シンクタンク構想日本、総括ディレクターの伊藤伸様。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○荻野次長 株式会社日本総合研究所、調査部上席主任研究員の河村小百合様。

○河村委員 河村でございます。よろしくお願いいたします。

○荻野次長 続きまして、株式会社小西美術工藝社、代表取締役社長のデービット・アトキンソン様。

○アトキンソン委員 アトキンソンです。よろしくお願いいたします。

○荻野次長 よろしく申し上げます。

それでは、本日の進め方でございます。

本日は大きな2部構成というか、二つの固まりがございます。それぞれの議題につきまして、事務局より1事業につき3分程度で選定理由及び論点について提示といいますか、御報告申し上げたいと思っております。その後に、事業の担当者から1事業につきまして、5分程度で事業案内を提示いたします。その後、二つの固まりがございますけれども、まず、一つ目の固まりの原子力保安検査官等訓練設備整備事業等委託費につきましては40分程度、モニタリング事業につきましては、2事業分ございますので、80分程度の質疑応答に入ります。

して、それぞれ質疑応答の開始から30分～60分経過したところを目処に、先生方には評価結果等を御記入いただいたコメントシートを事務局職員に御提出いただきたいと思います。例えば、特に大事なコメントにつきましては、下線を引く等のことをしていただくと非常に助かります。回収したコメントシートは、取りまとめ役の小笠原先生にまとめてお渡しをしたいと思います。質疑応答の後に、取りまとめ役委員の小笠原先生より各先生方からの代表的な御意見を御紹介いただき、各判定数を読み上げた上で最も多い判定を最終結論とし、最後に取りまとめコメントを頂戴いたしたいと思います。また、その際、必要に応じ先生方から補足等をお願いいたします。判定の票数が分散した場合には、多数決に至るまで議論を延長いたします。

議事の進行要領は以上でございます。

それでは、早速でございますが、議題1、原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費に入りたいと思います。

まず、事務局より本事業を選定した理由と論点について説明し、続けて、浦野人材育成センター副所長より事業内容を説明いたします。

○廣木参事官 それでは、事務局より選定理由及び論点について御説明したいと思います。

資料1-1を御覧いただきたいと思います。

まず、1の選定理由でございます。本事業は以下の理由から選定することにしたということでございますけど、行政事業レビュー実施要領3(1)①ウの「事業の執行に関して、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの」に該当するというところでございます。

背景でございますけれども、会計検査院の昨年度(平成28年度)報告におきまして、各府省の研修施設136ございますけど、そのうち30研修施設の教室稼働率が50%を下回っているという報告がなされております。また、この報告において、本事業による研修が実施されている原子力規制委員会の研修施設である原子力安全研修所(茨城県ひたちなか市)にございますけれども、この教室の稼働率が24.6%ということで御指摘を受けていました。これらの報告は新聞記事に掲載されているところでございます。

それから、裏に参りまして、2の論点でございます。この論点につきましては、第1回有識者会合以降、外部有識者の先生方を対象にした事前勉強会、それから、現地ヒアリングの議論を踏まえまして、事務局で調整の上、有識者の先生方に全員に見ていただいたというものでございますけれども、順次御紹介します。

原子力安全研修所の稼働率について低水準となっている原因は何か、また、今後どう改

善を図っていくのか。

2番目でございます。同研修所の運営について、賃借料及び維持管理費は妥当であるのか。

3番目ですけど、成果目標・成果指標は、真に事業の有効性を計ることができるものになっているか。

事務局からの説明は以上です。

○浦野副所長 原子力安全人材育成センターの浦野でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-2を御覧ください。

まず、表紙をめくっていただきまして、下に数字がございます。2ページ目でございますけれども、本事業の目的でございます。原子力保安検査官、原子力施設検査官等、原子炉等規制法に基づきます保安検査、施設検査等において安全上特に重要な設備の構造、機能、特性等を理解すると。非破壊検査装置等の操作やデータ評価等に必要なスキルを身につけるといふこと。これによりまして、検査官等の専門能力の向上及びそれに伴う検査業務の高度化、原子力安全の確保に貢献するといふものでございます。

次に、3ページをお開きください。ここでは、原子力保安検査官、原子力施設検査官の検査業務の概要を示してございます。検査官は事業者が行う保安活動や工事検査に対して、立会、記録の確認等により確認を行います。これ以外にも、原子力保安検査官は施設のトラブルのときに現場に駆けつけまして、異常状態の確認や対策のヒアリングなども行います。

次、4ページをお開きください。原子力保安検査官及び原子力施設検査官の任用の過程を示してございます。民間等からの実務経験で採用されました方、それから、プロパー職員においても資格認定要件を満たす方が必修の研修を受けまして、それぞれの検査官として任用されることとなります。任用者数の数字でございますが、これは、原子力規制庁発足以来、当庁検査官として業務を行った人数の総計をお示ししてございます。

次、5ページをお開きください。事業の概要でございます。訓練用土地建物賃借、訓練内容を実施内容としてございます。原子力保安検査官などが各種原子力関連機器及び現場を模擬した設備等を用いまして、実技訓練や体験学習を重視した研修を実施してございます。

次のシートで具体例を御紹介させていただきます。

6ページをお開きください。このシートは、非破壊検査関連研修の概況をお示ししてございます。原子力施設で使用する材料や溶接具の健全性を評価する技術につきまして、各種装置や機材を使用した講義・実施を行いまして、知識及び技能の向上を図ります。

次のシート、7ページをお開きください、状態監視保全技術研修の様子を示してございます。運転中の機器の状態について、振動や温度、潤滑油成分の分析などを監視し、ポンプや配管、モーターなどに生じる異常状態の特性や検査技術等々を学ぶとともに、各種試験装置を用いた実習を行いまして、実践的な知識を習得するものとしてございます。

次に、8ページをお開きください、原子力安全研修所の場所について御紹介させていただきます。この場所ですが、ポンプやモーターなどの機器類を研修に用いております。振動や音などが発生するため、一般のオフィスビルに設置することは不適切であり、郊外に設置せざるを得ないという事情がございます。当地は本庁からJRの常磐線、それから、タクシーを利用してアクセスしやすい場所に位置しているというものでございます。また、研修施設周辺には原子力施設が集積しておりまして、研修への活用が期待できます。地図上方が東海村、地図下方が大洗町に当たりまして、それぞれ各種原子力施設があること、それから、近くにはオフサイトセンター、JAEAの原子力緊急時支援・研修センター、茨城県環境放射線監視センターの3施設が隣接して立地していると。そのほかに、緊急自動車研修を行う自動車安全運転センターがございます。宿泊が必要な場合には、勝田駅周辺などでビジネスホテルを利用することができます。

次に、9ページをお開きください。研修所の立地の設立の経緯と立地選定について、御説明させていただきます。旧規制組織の原子力安全・保安院に院長をヘッドとします委員会を設置しまして、ここに示す①～④の4カ所が候補地となり検討が行われまして、選定理由に示す観点から、東海村及びひたちなか市に決定されました。平成19年4月に研修施設の提供及び維持管理について一般競争入札を実施しまして、19年、同年8月に原子力安全・保安院と落札者との間で委託契約を締結。同年10月に建設を着工しまして、翌年、平成20年3月に竣工、4月に開所するに至ってございます。

次に、10ページをお開きください。新たな取組としまして、現在検討中の事案を御紹介させていただきます。平成28年1月にIAEAによる総合規制評価サービスミッションを受け入れまして、同年4月下旬にIRRS報告書が提出されました、この報告の中で、人材育成につきましては、運転段階の検査制度改革に関連しまして、課され責任を果たすための能力及び経験のある職員を確保するため、研修の充実などが取り上げられ、改革の方向で示す

検討を行っているところでございます。

次、11ページをお開きください。さらに、現在、原子力規制委員会職員の専門人材の育成としまして、米国NRCの制度を参考に、原子力検査官を含め、放射線検査官、危機管理対策官、安全審査官と四つの分野で原子力規制委員会の政策、原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守ることを実現するため、人材育成の体系を構築し、研修内容、資格認定制度などのあり方を検討しているところでございます。

さて、12ページをお開きください。原子力安全研修所の研修の状況、見通しをお示ししてございます。平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故前は一定のニーズがございまして、4割程度の稼働率をキープしてございました。事故後と示しているところでございますが、平成27年の稼働率24.6%であった研修回数を示してございます。この時期は、シビアアクシデントなど強化・追加されました新規制基準適合性の審査を経て許認可を得た川内原子力発電所1・2号機や高浜発電所3・4号機に対する使用前検査を行い、次いで、翌年度に使用前検査が開始されました伊方発電所3号機に対する検査の準備期間であり、検査官にとっては非常に大変な忙しい時期でございました。こうしたことなど、稼働率が低下した背景要因が考えられます。IRRS報告を受けました後の新検査制度導入後におきましては、資格認定で原子炉を必修化するなど、研修をより充実させ、適切な能力、力量を身につけた職員を配置するため、研修生の受け入れ体制を確保する必要があります。

次に、13ページをお開きください。このシートは、平成27年度の研修回数の内訳を示してございます。

次、14ページをお開きください。今後の展開でございませけれども、研修コース自体がセンター発足当初より増加してございます。研修場所の確保のため、平成29年度は本研修所の稼働率60%を予定してございます。また、研修の充実、研修生のアンケートにある研修に専念するため、職場から離れた環境の提供というのが可能でございまして、今後、検査官などが専門性を向上させていくため、今ある設備等を活用しつつ研修を行っていくことが必須と考えてございます。事業内容の必要に応じて改善の取組を行い、適切な研修業務を行ってまいりたいと考えてございます。

そのほか、15ページから16ページ、17ページにかけましては、研修所の概要、それから、訓練設備の概要をお示ししてございますので、御覧ください。

お手元の資料1-3、レビューシートにつきましては、御議論の中で御活用いただければ

と思います。

あと、関連としましては、お手元の資料、先ほど御案内がございましたけれども、参考資料1、それから、参考資料2をつけてございます。参考資料2につきましては、参考の左側の欄でございますが、参考の欄で築年数20年以内、貸付面積1,000m²以上というところを条件として示してございます。これを付記させていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○荻野次長 それでは、御議論をお願いいたします。

どうぞ。

○河村委員 御説明ありがとうございます。また、先日は、視察といいますか、見学に行かせていただきましていろいろわかりました。ありがとうございます。

この研修の事業についてお尋ねしますけれども、我々国民の目からすると、原発の施設、いろいろな事故とかトラブルが多いですよ。これと直接関係しませんけど、つい最近もいろいろあったりもしますけれども、果たしてこういうことを、きちんと検査とかをしてくださっているのかなと、国がきちんと見てくださっているのかなというふうに思います。ですから、こうやって検査をしていただく、そのための研修が非常に大事だということは、それはもう多分異論がない、みんながわかっていることだと思います。

ただ、実際にお邪魔させていただいて拝見すると、あの施設、ここの今日御説明くださった資料の中にも研修のメニュー一覧というのがあったんですけど、基礎研修というのが多いですよ。拝見した感じだと、いろいろな機材が並んでいて、検査官になりたての方とか、そういう方向けに基礎的なところをなさるのにはいいのかなというふうにも思いましたけれども、実際にやっていただくときに、どうなんでしょう、実際にいろいろな原発の施設で点検をされるのは事業者がされるわけですよ。検査官の方が行って直接されるわけではなくて、それは、事業者の方がきちんと点検とかをしているかをチェックするのがお仕事という理解でよろしいでしょうか。そうだと、やっぱり大事なのは、基本もちろん大事なのですが、本当に事業者の方がきちっとやってくださっているのかどうかを見抜けるような目を持っていただけるような検査をぜひともやっていただきたいと思うんですけど、そういったための訓練というのはこの施設を使って果たしてできるものなんですか。

○浦野副所長 人材育成センターの浦野でございます。

御質問いただきました点でございますけれども、一義的責任は、まず、事業者に安全度

確保についての一義的責任はあるということで、事業者が保安規定に基づきます保安活動を行うということ、それから、設備に関しては、新しく設備改造などをしましたものについては使用前検査ですとか、施設定期検査の事業者検査を行ってございます。検査官は現場に出向きまして、それぞれに必要なもの、検査期間中の起動・停止におきましては、それに立ち会い、または記録確認をするということ。それから、使用前検査ですとか施設定期事業者検査ですね。これにつきましても、検査官として現場に出向き、立ち会い、及び記録確認をすることにより、確認していくというものでございます。これにつきましては、先ほどのところ、4ページでございますけれども、紹介させていただきました任用の過程でございますが、ここにおきまして、こういった資格認定要件ということで、実務経験豊富な方、こういった方、業務経験としてある方、こういった方を採用した上で、さらには、研修として原子炉等規制法法律の枠組み、それから、検査官の法令、こういったことなどをきちんと学んでいただいた上……。

○河村委員 すみません、途中で申し訳ありません。お尋ねしているのは、この施設を使った研修で、そういう何というか、検査官のスキルを上げる、要するに、事業者がきちんと検査できているかどうか、だまされないできちんと見抜けるかどうか研修できるかということをお尋ねしていますので、その点についてお答えをお願いしたいのですが。

○白井課長 検査官が現場で機器の検査を直接することはなく、おっしゃるとおり、事業者が検査をしているところを立ち会っているということでございます。そういった検査については、ここでやるところの状態監視であるとか非破壊検査の分野については、事業者には不正があれば十分見抜ける能力はつくと思っております。一方でですね、放射性物質の取り扱いだとか放射線管理みたいなところについては、この施設では直接研修しておりませんので、そういった部分については、この施設の周辺にある施設を使って教育しているということで御理解いただければいいと思います。

○河村委員 実際の各原発とかの施設もそれぞれ場所によっていろいろ違うと。モデル的なものを研修所にはこういう施設が置いてあってということは御説明もいただいたんですけども、それぞれ実際に実地が違うのに、それを基礎の研修というのはもちろん必要だとは思いますが、ここの設備だけにちょっとこだわり過ぎているとか、ここの中だけでできるような研修で本当に必要な能力というのが身につくものなんじゃないかと。もっと全然別の形で実際にいろいろなところに出向かれてなさるんだと思うんですけど、見抜けるような力をつけられるような、そういう研修というものを考えるべきなんじゃない

かと思いますが、いかがでしょう。

○杉本補佐 杉本と申します。

おっしゃるとおり、実際ここでやっている研修というのは非常に、例えば5日間とか、そういう形で短い形で基礎的な知識を付与するという形の研修が多うございます。どんな職業でも一緒かと思いますが、基本的には仕事、一般的にオン・ザ・ジョブ・トレーニングと申しますが、そういった仕事をやりながらの経験と、あと、こういった基礎的な、かつ実践的なのもあると思いますが、そういったものの組み合わせで検査官というのは非常に能力を上げていくという過程を進んでおりますので、どちらがどちらということはないと思います。OJTも非常に重要だと思いますし、かつ、こういったようなところ、ある程度業務をやった上で、もう一回こういうところに帰ってきて、リフレッシュの研修を受けて、仕事ではこういう疑問を持ったけれども、やっぱりこうなんだとか、そういう研修を受ければ、またその振り返りという形で、より身につくという繰り返しだと思いますね。だから、そういう意味でこの設備を持っているというところとっております。

○伊藤委員 今のお話の続きになるんですが、この間、現地調査行った際にお聞きしていた中で、こういう原子力に関わる関係者はどんな人がいるかというのと、この保安官以外にメーカーの方であったりとか、事業者、電力会社を含めた事業者という話の中で、知識でいくと、やはりそれは当たり前と言えれば当たり前で、技術を設計しているメーカーであったりとか事業者のほうが知識は持っているというお話があったと思うんですが、私はそのこと自体が悪いとは思わないです。例えば、この場も、こちら側にいる人間よりは御担当のほうが当然知識量が多いと思うんです。だからこそ保安官の方たちというのはチェックをするポイントを学ぶということになるろうかと思うんですが、ただ、先ほど河村さんからお話があったように、それをチェックするポイントを学ぶに当たっては、我々が現地調査に行っているのと同じように、民間の施設、民間でも研修施設というのはありますので、そこに行きながら学んでいくということこそが大切なんじゃないかなということ、この間、行きながら感じていたんです。この間お聞きしたときに、なかなか民間の方がこっちに来るとか、そういう機会はほとんどない、交流というのはほとんどないというお話だったかと思うんですが、そこについてはいかが思われますでしょうか。

○浦野副所長 浦野でございます。

民間の施設、今おっしゃられているのは、民間の恐らく訓練トレーニングセンターみたいな、そういうことかと思われます。そういったところにつきましては、我々の施設以外

にあれば、各原子力設置者ですとか、そういったところがそれぞれの職員が能力・技術力を高めるための訓練センターというか、訓練所を持ってございます。彼らの持っている訓練所につきましては、それぞれの事業課での職員の方ないしは協力事業者の方の訓練を行うということを設計として計画も含めてされているかと思われまます。我々としますと、こういったことを、こちらの例えば13ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、こちらのほうで、基礎もあれば、技術的には熟度の高いレベルのものも含めて行った上で、あとは現場のほう、まさにずばり発電所ですとか、いろんな事業所に出向いて、むしろそこで経験も積むし、そういった人がきちんと検査官に配置されていくということで、むしろ現場のほうに出向いて、OJTで現場のことを、ここで学んだ検査そのものばかりじゃなくて、検査の前提となる条件がちゃんと成立していますかということも含めた、それから事後処理の仕方も含めた一連のプロセスのものについて、この研修で学んだ上で、現場に出てそれらが行われていることを確認し立ち会い、また、記録確認することによって、徐々にそれをきちんとOJTで力量を高めていくということとして行っているということでございます。したがって、今の質問に対する回答が、我々が今やっていることを御説明させていただきまして、ちょっとどうかということについては、今はやっておりませんということでありまして、ちょっと今はそういうことを予定はできないかなというふうに思っているということでございます。

○伊藤委員　ちょっと、正直言ってお答えがわからなかったんですが。

○杉本補佐　じゃあ、補足させていただきますが、民間施設での研修というのは、基本的に当然一番多いのは発電所事業者さんが行っているところも多くございますので、当然、特殊な施設を使っております。そういったところ、発電所さんがやっているような研修というのは、基本、彼らのほうは発電所を安全に運転するという視点で研修を行うと。我々は委託でやったとしても、ある程度技術的なところというところは当然教えていただけるとは思うんですけれども、やはり、我々は規制のほうでございますので、規制としてどういう目で危ないリスクがある設備とか、そういったところをきちんと我々のノウハウをしっかりと自ら教えていかなきゃいけない部分もございまして、そういった点で、民間は民間で技術的なところは当然活用させていただく部分はあるんですけれども、魂といいますか、一番規制の中の重要なところというのはこちらの中で教えていかなきゃいけないということで、我々の中でもああいう設備を使ってやっていきたいなということを考えているところでございます。

○伊藤委員 最後にしますが、検査官としてのノウハウは必要だというのは確かにそうだけれども、実際の研修、カリキュラムを見ていると、メーカーの方に研修講師として来てもらったりとか、ある意味技術的なことを教えてもらっているわけですね。かつ、あそこに、ひたちなかに行った設備を見ていると、多分、あそこにある設備が特殊なものというよりは、ほかのところにもあるもの、基礎的なものが多かったと思うんです。実際ちょっと私は問い合わせてみて、こういうのはあるかなという話をしていたら、基本的にあるんですよね。としたときに、これって、ソフト面の話だけじゃなくてソフトとハードのバランスだと思うんですが、今お答えのあったノウハウ、検査官としてのノウハウを維持するために新たに10年前に場所をつくって、あそこに集めるということの必要性が正直言ってわからないと思うんですね。ちょっとこれは意見として申し上げたいと思います。

○荻野次長 じゃあ、田淵先生お願いします。

○田淵委員 御説明ありがとうございます。

今お話あった部分で、関連した質問をさせていただきますと、この事業の実効性、何をもって実効が上がっているという判断をしているのか。成果目標・成果指標を見ると、研修の受講者が集まればいいと見えるんですね、。そうではないと思うんですが、その辺りはいかがですか。まず、これが第1点目です。

○浦野副所長 浦野でございます。

この研修の成果というのは、やはりきちんとした力量を持った、まさに現場の事業者の実施した検査を見抜く力を身につけることということが目標としてなるということだと思っています。

○田淵委員 そうであれば、現状の成果指標は全面的に見直すべきだと思うんですね。目的のところにも書かれているように、専門能力の向上、しっかりした能力、スキルを持ってもらおうと。それとあわせて、検査業務の高度化、これも非常に必要な点だと思います。それに対してきちんと対応がなされているかというのは、私も視察をさせていただいた状況で、十分かと言われると、まだまだなのではないかと実感しているところでございます。

指標に関してですけれども、2つ目の成果指標の、受講者全員が行う役立度評価、これは初期的なアウトカムなんですね。もし役立度を評価で活用したいということであれば、実際に検査官になった方に、ここでの研修が本当に役に立ったのかを聞くのが一番だと思うんですけれども、そうしたことはされていますか。

○白井課長 白井でございます。

受講生が研修を終わった後のアンケートはとっております。おっしゃるとおり、例えば、検査官にしばらくしてから例えば3カ月たってからとか、その後に上司が評価するとか、そういうところまでは残念ながら至っておりません。

○田淵委員 上司の方が評価するというのも一つのやり方ですし、検査官に本当に研修が役に立ったのかを聞くことによって、研修の内容を高度化できるんですね。今のお話ですと、そのための取組は全くなされていないということではよろしいですか。

○白井課長 失礼しました。アンケートで実際役立っているかどうか。どういうところが具体的に役立ったのか、あるいはどういうところが不足しているのかということは必ず聞いておりますので、そういった意味では、受講生に対して我々は、この研修が具体的にどうだったということは聞いております。

○田淵委員 受講生というよりも検査官ですね。検査官になって1年2年たった、その状況の方たちに聞くと。もし聞かれているのであれば、それを指標化する。そのほうがこの事業の改善には役立つと思います。

あともう1点、この事業は訓練設備整備事業なわけですね。にもかかわらず、施設の整備、管理運営に関する指標が全く設定されていない。評価が全くなされていない。この事業にはかなりの額の国費が投入されているにもかかわらず、稼働率が指標として設定されていない。これは何か理由があるんですか。

○杉本補佐 御指摘のとおり、土地建物に関する評価かと思えますけれども、そこら辺が、基本的にはもともと設定していなかったというのでずっと来ていたものですから、そういう意味では、御指摘を踏まえて、少し検討させていただきたいと思えます。

○田淵委員 この研修施設が有効に活用されているかという意識があまりにも低いのではないかと思います。というのも、レビューシートの3ページ、事業の有効性の項目で、整備された施設や成果物は十分に活用されているかに対して、稼働率についてやや低い水準になっていた、とあるんですね。稼働率24.6%というのは、ややではない、極めて低い水準です。この数字をもってややとしか捉えられないということは、あまりにも意識が低いのではないかと思います。

それから、改善の取組のところ、東日本大震災の影響で稼働率が下がったと、その前は4割をキープしていたとおっしゃったんですが、稼働率50%以下が会計検査院のチェックが入る基準なわけですね。40%はそれより低いわけです。そういった意味でも、あまりにもこの研修施設をきちんと活用していこうという取組がなされていないのではないかと

と思えて仕方ないのですが、いかがですか。

○浦野副所長 御指摘は実績としてそのとおりだと思います。その点については、今後、目標というか、活用の仕方については検討していきたいというふうに思っています。

○田淵委員 国民の皆様にも、この事業に投じられた国費がきちんと使われていることを示せるように、しっかり対応していただきたい。会計検査院のチェックが入らなくて、メディアで報道されなければ、稼働率24.6%という実態は全くわからない状況になってしまっているんですね。それではいけないと思いますので、その辺りはしっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

○荻野次長 飯島先生のほうが先にたしか手を挙げておられましたけれども、よろしいですか。

○飯島委員 研修内容ですね。先ほどからちょっとお話があって、1点だけ確認させていただきたいと思うんですけども、この資料の中でも言及されておりますIAEAの総合規制評価サービスのことなんですけれども、この中、ちょっと本文を拝見すると、検査官に関する指摘事項というのが幾つかあったのではないかとというふうに思います。一つは、再訓練プログラムが不十分であるというようなことが大きな要素として指摘されていると。あともう一つは、やはり、要領とかガイダンスの大半がチェック形式で、検査官個人としての評価や判断の自由度が入り込む余地が少ないのではないかと。それによって、やはり検査体制というものも、先ほどから事業者の方とのコミュニケーションとか、そういうようなお話もありましたけれども、やはり、そういうところで不十分な点というのがあるように素人目から見ると思われるんですが、この辺のところのIAEAの指摘事項に関しては、十分に今後の研修体制の見直しにおいては考慮しているというふうに判断してよろしいでしょうか。

○浦野副所長 浦野でございますけれども、研修という観点におきましては、現在、検討を進めているところでございますけれども、米国NRCを参考にしまして、まさにコミュニケーション能力、それから、基礎的な認識、そういったことから始まりまして、技術的な面、どういった形で力量を高めていくかという観点では、そういったものを専門レベルアップ研修というふうな形で、定期、また、振り返り研修みたいな形を織り込んでやっていくようなプログラムを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○飯島委員 では、そうすると、やはり今よりは相当稼働率も上がってくる、研修数も増えてきてですね、そういうふうに見てよろしいわけですか。

○浦野副所長 はい、そのとおりになると思います。

○荻野次長 では、アトキンソンさん、お願いします。

○アトキンソン委員 ありがとうございます。この事業の資料を見ると、1億3,920万円の中で、96%がこのタツノという会社に委託している部分だと思いたいますが、まず、事実の確認なんですけども、ここで1億3,360万円になっているんですけども、参考資料2のところ、委託契約確定額のうち土地建物プラス維持管理費等とあるんですけども、それで2,363万円ぐらい引いて1億995万円になっていると思うんですが、この引いた差額を確認させていただきたいんですが。

○杉本補佐 レビューシートの4ページ目をちょっと御確認いただきたいんですけども、一番左にA、タツノというふうに書いてございます。ここが1億3,300万の契約額になってございます。そのうち、再委託として、大成有楽不動産というところに約3,000万円維持管理費として出しております。ということで、再委託のほうでそういう維持管理関係ですね、具体的に申し上げますと、警備とか、あと、運営管理とか、そういったものが再委託のほうに回ってございます。ですので、これを引いた額の1億1,000万円ですか、約1億900万円というところが、純粋なタツノのほうに行っている額ということでございます。

○アトキンソン委員 参考2のところだと、そういう計算にならないと思いますけれども、これで見ると、2,360万円の差額ですから、下のほうで2,970万円の差額ですので、それで、土地建物プラス維持管理費となっていますので、この再委託しているところが維持管理費になっていますので、今の御説明はちょっと違うんじゃないかと思いますが。

○杉本補佐 申し訳ありません。維持管理費で、ちょっと少し混乱する書き方になって申し訳ありませんが、タツノのほうに出している維持管理のほうは、いわゆるクレーンですか、建物に附属するもののエレベーターとか、そういったものの維持管理のところでございます。大成有楽のほうは、それとは別に警備とか清掃とかそういった、あと、常駐して研修のサポート等をやっております。そういうほうが大成有楽のほうに行っているという御理解をいただければと思います。

○アトキンソン委員 ということになりますと、この両方の中から土地建物と関係していないところを取り除いてやっているという認識でいいと思うんですけども、それで、ポイントになってきますのは、坪単価で月額単価を見ますと1万2,088円なんですけども、

下の資料に提出していただいておりますとおりで、どう考えてもこの金額は高過ぎるという解釈しかあり得ないと思います。特に、土浦の駅から20分のところで倉庫で8,000円程度ですとか、あと、大田区の蒲田のほうの倉庫のところで8,000円程度ですとか、これは都内でもありますので、そのぐらいで、オフィスビルで大田区の蒲田のところで1万2,000円します。この間、海の近いところで非常に便の悪いところだったにもかかわらず、この都心の割と一等地に近いようなところに近いような値段、価格になっているということは、この事業の96%を占めるここの分がどうしても高過ぎる気がしまして、特に、工場の部分も考えてみて、電車から遠い、それで、水戸でもなければ土浦でもないようなところで、オフィスビルの整備がされているようなものではないところで1万2,000円というのは、多分8,000円でもない、5~6,000円ぐらいが妥当な感じがしないでもないですけども、いかがでしょうか。

○杉本補佐 この参考資料2のほうも、御指摘を受けていろいろ、短い時間の中でホームページ等をちょっと検索しながら見つけてきた資料でございますので、サンプリング数として確かにたくさんの中の1部分かというところ、ちょっとそこまでは申し上げられないですけども、おっしゃるように、価格、坪単価というところであれば、条件等もありますので、一概にちょっと言えないところもございます。特に、研修所として広くやっているところで、例えば、大田区とかだと、これと合致するぐらいの大きさのところも見当たらなかったということで、そこら辺をもう少しちょっと精査して、詳しく調べていきたいなというふうに考えておるところでございます。また、そういう点でも、ちょっとこういう比較表を用いてあれしてみましたが、今後も検討させていただきたいと思っております。

○アトキンソン委員 あまり比較にならないかもしれませんが、我が小西美術の本店は、本社ビルがNECの近くで三田なんですけども、1万2,000円と、こうなっているか。全然そういうふうになっていないし、調べてみれば大体9,000円ぐらいになっています。蒲田にも小西美術の工場があるんですけども、その工場はこの条件が満たせるとは思いますけれども、調べてみれば大体7,000円ぐらいですので、場所に困っていればいつでもお貸ししますので、こういう条件のものがたくさんあります。そういうようなところを、今おっしゃったような中身ではないと思いますけれども、こういうような設備で、これ以上のスペースが実際に確保できる場所は幾らでもありますので、どうしてもこの金額は納得いかないうところがございます。

○荻野次長 御議論の途中ですが、チェックシートのほうの御記入もお願いいたします。

それでは、小笠原先生。

○小笠原委員 御説明ありがとうございます。ちょっと今の議論に関係するところで、僕は別の見地で、ちょっと今回のこの大半のコストを占めている賃料についてお聞きしたいと思うんですけども、事前の勉強会では、この賃料の開始というのは20年から開始されていて、もうすぐ10年たち、賃料については年間1億1,000万円と。前回お聞きしたタツノさんでの今回のこの上物、あるいは、中の設備等の設置、これに関わるコストが10億ちょっとですよとかというお話を事前にお聞かせいただいたと思うんですけども、そうしますと、これを例えば取り壊す費用もタツノさんが持ちます。あるいは、確かにもう10年近くたっていますけれども、その途中の期においても、中途解約はできるとかという条件はあったにせよ、ほぼほぼ投資回収ができています。しかも、これは特殊な用途ですから、なかなかほかに転用もできないというような設備を設置したというようなことと言えば、もう言ってみれば、契約は単年度の契約とか期間を切ったような契約だとは思いますが、実質上はこの建物と設備に関してはリース契約というか、大体もうこれについてはフルフルでもう払ったような、払い切ったような契約だとすると、もうリース期間は満了しているんだから、多少再リースみたいな話で言えば、大幅に賃料を減額するというような話がこの民間業者との間で交渉して、僕はいいはずだと思うんですね。確かに、いろんな代替地があって、そこに引っ越しをすると。それによって賃料の差額についてコストを圧縮するというのも一つですけども、一つ、まず最初にやるべきことというのは、今の対相手との間での交渉をしっかりとやるべきではないかなと思うんですね。ですから、その根拠となっている、今申し上げたような数字の見立てというか、これが事前の勉強会で教えていただいたその内容でいいのかどうかというのを、ちょっともう一度確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○杉本補佐 数字等に関しましては、基本的にそれで結構だと思っております。御指摘のところでございますが、事実、今年度の契約では少し交渉をいたしまして、ほんの若干でございます数%の減額というのはやっております。今後も、御指摘を踏まえた上で、委託のタツノさんとも協議をしながら、減額交渉というのは基本的にやっていくのかなというふうに考えてございます。

○小笠原委員 先ほどのロジックでいけば、普通に民間同士の交渉でも、数%どころか、数十%とか、場合によっては、リースが満了していれば、1割ぐらいの賃料になってもおかしくないような次元の話なのかもしれないので、そこはしっかりとお願いしたいなとい

うことがあります。

それと、あともう1点ですけれども、今日の中で、検査官の数が出ていたと思うんですけども、事前の勉強会の中では、大体、新検査制度になっても、300人確保すればある程度再稼働があってもその検査が補充できますというお話なんですけど、これはなかなかこの数字が、もう一つの原子力施設検査官というのが4ページの右側のほうにあるものですかからわかりませんので、ちょっともう一度確認なんですけど、そうすると、300人という数字は、左下の175名という、そこに対しての300人なんですか。受講生ですと270人ですから、ある意味これ以上は、若手を育てるという意味合いを除けば、人数的には充足しているんじゃないかと。つまり、これ以上のこういったラインナップの基礎研修とかというのは必要なのかなというのがちょっと疑問なので、その辺を教えてくださいたいと思います。

○杉本補佐 今、現行制度では原子力保安検査官と原子力施設検査官というのが並んでおりますが、新しい検査制度は平成32年から施行されますので、そこまでの間で、今度、原子力検査官という形で、資料で言いますと11ページですかね。一番左に原子力検査官という概念がございます。こちらのほうに今の保安検査官と施設検査官が統合されていくという形になっていきますので、これが今、175名任用と99名任用ということで、約200名弱ということで、もちろん退職も含めて何人かいるわけですが、そこからまた何人か、年々これから、2～3年かけて、数十人ずつ新しい制度に即して検査ができるような形で教育していくという方向で考えております。

○小笠原委員 その場合の人数というのは大体やっぱり300人ぐらいだということ、それで大丈夫ですね。

○杉本補佐 はい、というふうに考えています。

○小笠原委員 わかりました。

○伊藤委員 目的は、先ほど来ずっと出ているように、検査官をいかに質を高めて育成するかということではあるとは思いますが、先ほど来出ているように、ここの金額の大半を占めるのが施設整備費になっているので、どうしてもちょっとそっちのほうに目を向けてしまうのですが、先ほど小笠原先生から話があったことの継続で、ここの施設をつくったときの建設コストって幾らかというのは、把握をされているんですか。

○杉本補佐 正確な数字というのは、基本的に民間の業者さんとの契約ですので、幾らですという形での把握はしておりませんが、大体の額というのはこちらで推定しているところでございます。

○伊藤委員 もう一つ、ちょっと事実関係で先に教えていただきたいと思いますが、2008年に建設をされ、ここで建設するということを決めたときには、新しい施設、民間の事業者につくってもらんだということは決まっていたことなんですか。それとも、どこにしようかというふうを選んでいの中で、適切な既存の建物がなかったから建てるという選択肢になったのか、どちらでしょうか。

○杉本補佐 当時、約10年前になると思うんですけども、基本的に新しい国有財産といいますか、国有の国の何といいますか、自社ビルというか、国の建物をぼんぼん建てるという方針はちょっとなかったものですから、どこかで借りなきゃいけないということで、今回、この4地点の候補を精査いたしまして、建てたということでございますので、実際その場所が決まってから、土地所有者と交渉して建てていったという経緯であったと伺っております。

○伊藤委員 ということは、同じぐらいの大きさの建物で、実際にあいている建物があったと思うんですね。それが選択肢にあったかどうかというよりは、場所が先に決まって、その周辺にそういうあいている倉庫だったりとか、そういう建物がなかったから建ててもらったというストーリーですかね。

○浦野副所長 浦野でございます。

9ページで御紹介していますように、地域として東海村、ひたちなか地域、あの地域が全国の中でも非常にいいと。この中で、必要な施設、これについて競争入札をやって、必要な設備が入る、教育ができる場所、訓練ができる場所というスペースがちゃんと確保できる、それに応じた形の応札者というのがこういう提案でなされてきて、新たに場所をつくるという形だったというふうに聞いてございます。

○伊藤委員 何でお聞きしているかというのと、先ほどアトキンソンさんから話があったように、やっぱり、単価としては高いと思うんです。先ほど、ホームページを見て少し参考に調べていただいたと思うんですが、私は不動産に聞いて、実際に同じぐらいの規模、2,000~3,000m²ぐらいで、北関東、関東圏でどれぐらいかを調べていると、どれだけ高くても、やっぱり5,000円~6,000円なんですよ。何か違いがあるかなと思って、倉庫の種別ではなくて、例えば寮だったりとか、ちょっと何か特殊なスペックが必要だというものも調べてみたんですが、それでも、横浜であっても8,000円とか9,000円なんです。やっぱり高いなと思うんです。多分、高い一番の要因は、新たに建てたからだと思うんです。とはいっても、10年前、調べた中でいくと、15年前の物件であっても7,000円とか6,000円とか

というものが出てきてしまうんですね。しかも、それが埋まっているわけじゃなくて、売り物件としてあるわけですよ。としたときに、何でこの施設の話を知っているかという、結果的に数字だけを見ると、27年度で研修された方が31名で1億4,000万円かかっているということは、1人当たり450万円かかっているんですね。やっぱりそれは一般的に見ると高く感じますし、本来だったらこういうハードのところでは抑えられていれば、これから検査官を増やしていかなきゃいけないというときに、より本来の目的である人に投資ができるんじゃないかなと思うんです。とすると、数%の交渉という話ではなくなってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○浦野副所長 御指摘の点は今後のちょっと検討事項ということで受け止めさせていただきます。取り組んでまいりたいというふうに思います。

○荻野次長 アトキンソンさん。

○アトキンソン委員 研修している人は、平均して何日研修をしていますか。

○白井課長 多分、13ページの資料が平成27年度の実績になっているかと思います。この番号の1～18までが研修なんですけれども、その合計日数が58、それを18で割ることになりますので、一つの研修当たり3日～4日、やっているかなと思っております。

○荻野次長 よろしいですか。

河村先生。

○河村委員 今までいろいろ議論を伺ってきていただいて、この賃料はやっぱり相当高い。ここでできている研修が、一体、今必要とされているものがどれだけできているのか。基礎はできているでしょうけど、基礎だけじゃないですよ、今必要とされている研修というのは。こういう状況をいろいろ議論も伺っていて考えると、何かリースのほとんど期間もう満了しているとか、償却できているような期間じゃないかという話もありますし、何かこういう議論で陥っちゃいけないと私が思うのは、稼働率が低いから、稼働率を上げることが目的になることだと思うんですね。それはおかしいんじゃないですか。ちゃんとした必要な研修がここでできるんですかね。私はもう、こういう状況に至るんだったら、もう思い切ってこの事業は1回廃止をして、この施設も研修所も1回廃止するぐらいのことを考えて、もっと本当に民間に太刀打ちできるような、民間に、本当にこういう言葉がいかはわからないけど、隠されてもちゃんと見抜けるような、だまされないようなきっちりとした、国民の信頼に足るような検査ができるような研修メニューというものを新たに考え直していただいたほうが私はいんじゃないのかなというふうに思いますけど、それ

についてはいかがでしょうか。

○浦野副所長 御指摘の観点では、おっしゃるとおりだと思っています。御指摘というのは、検査官としてきちんと見抜く目を力量としてつけていくということが必要だということとは、御指摘のとおりだと思っています。

それで、私が思うのは、これまでメーカーにいた方、そういった方、力量がある方を中途採用で採用して、こういった、さらに行政側における検査官としての法令ですとか、そういった知識を学んでもらった上で現場に任用として派遣していく。今考えなきゃいけないのはプロパーの職員、こういった若い人たち、我々の職員、後輩をきちんとした力量ある人間にいかにつけていくかということを中心に考えなきゃいけないときに来ているというふうに思っています。したがって、いきなりレベルの高い人ではできません。これは何かといったら、基礎を教えて習熟の訓練をやった上で現場に出して経験を積ませて、またさらに戻ってよりレベルの高いところを狙った訓練を積み、その現場と研修の行ったり来たりの方だというふうに思っておりまして、そういう設計を今検討している最中ということで、御指摘の点の研修のあり方という観点では、御指摘のその点もそのとおりだと思いますので、これからの検討事項として取り入れていきたいと思っています。

以上です。

○アトキンソン委員 そこで、そのときに考慮していただきたいのは、この資料で計算をしますと、この事業のコストで、今の利用者数であったとしても、1人1日当たり36万8,131円がかかっています。プラス移動費、その人の給料、泊まる場所もかかってくるでしょうから、皆さんで、今日のこの1日はよかったとか80%の満足ですとか、基礎的な云々ではなくて、1人で多分40万円ぐらい超えているんじゃないですかね、多分。40万円近くの価値が果たしてあったかどうかということを考える必要があるのではないかと思います。コメントとして。ありがとうございます。

○荻野次長 それでは、どうもありがとうございました。

1時間ほど経過をいたしましたので、取りまとめ役の小笠原先生からということで。

○小笠原委員 一部まだ……。

○荻野次長 失礼いたしました。

○小笠原委員 読み上げましょうか。

○荻野次長 ごめんなさい。

○小笠原委員 それでは、私、小笠原のほうから委員の先生方のコメントを列挙させてい

ただきまして、最終的に6人の委員がどういう結論を出したかということについて、御報告をしたいと思います。

まず、コメントをちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

研修制度の速やかな実施及びIAEAの総合規制評価サービスの以下の指摘事項、これはすなわち、チェックリスト形式の要領ガイダンスではなく、検査官10人、個人としての評価または自由度を高める、そういう工夫が必要であるとか、あるいは、再訓練プログラムの充実と。こういったものについても、十分に研修内容の中でその実現に配慮していただきたい、留意していただきたいというコメント。

それと、あと、研修結果の習熟度ではかるべきであって、研修した数というような成果目標ではないのではないかとというような御指摘があります。

それと、研修内容はさておいて、あまりにも賃料が高過ぎるという御指摘の先生もいらっしゃいます。

それと、もっと政策レベルの観点からきちっと事業を見直すべきだろうと。政策体系の中で成果目標・成果指標、今も議論に出ていたと思いますけども、目標設定等に関して抜本的に見直すこと。

次のコメントとして、稼働率の低水準の要因分析を徹底した上で、もっと新検査制度までのアクションプランを明示し、計画的な執行を図るべき。研修所内のマネジメントについて、さらに検証して運営方針等を見直すべきではないかと。

あと、後半のほうで再三再四議論がありましたけども、1坪当たりの単価については、よく委託契約内容を検証し、コスト削減を図ることということでもあります。

続いて、ほかの委員のコメントとしまして、こういった劇的な稼働率アップというものを掲げてはおりますけれども、特に、放射線の取り扱い等の、そういった実地で学ぶような、学ばなければならないようなメニューと有機的に結びつけて研修を再整備していくべきであると。

それと、民間会社との投資回収をしている可能性があるので、賃料の大幅減額交渉、あるいは、場合によっては、転貸、稼働率の低い部分は転貸の可能性も含めて検討すべきであると。

あと、指標については、なった検査官の満足度、あるいは研修の稼働率なども加え、よりアウトカム的な要素をこの成果指標の中には盛り込むべきであるということでもあります。

あと、研修施設にある設備は基礎的なものが多く、民間事業者の訓練施設にもできると

ころがあるので、そのようなところに研修に、これは行くことも可能ではないか。つまり、あそこにこだわるべきではないのではないかと。

あと、同じような指摘ですけども、坪単価1万2,000円はやっぱり高過ぎると。同程度の倉庫であれば4~5,000円。研修生1人当たり450万円もかかっているという実態、そういうことを考えますと、この施設の賃料を落とすことで1人に係るコストの抑制につながるし、より人に投資することにもつながるのではないかということであります。

次の委員の先生は、現在、国として保安検査官のスキルアップに必要な研修は、この研修所では行えないのではないか。この本事業及び現在の原子力安全研修所は一旦廃止すべきであるとする。そうした場合に、新たな研修メニューを抜本に立ち返って検討し直すべきであるとするということになっておりまして、6人の委員の結果で言いますと、抜本的な改善が4人、廃止が2人という格好になっております。

以上です。

○荻野次長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの結果をしっかりと受け止めてということによろしいでしょうか。

○小笠原委員 そうじゃなくて。

○荻野次長 これにつきましては、さらに追加の御意見等なり……。

○小笠原委員 そうですね。ほかの委員の先生方に、今、4対2という格好でなっておりますが。

○荻野次長 それにつきまして、さらに追加で。

○小笠原委員 そうですね、先生方に御意見をいただければと思います。

○荻野次長 さらに御意見があろうかと思っておりますので。

○伊藤委員 私、抜本的改善にしているんですが、多分、話をしている内容は、ほぼ廃止に近い話をしているなと思っていまして、ここは、最後は取りまとめの小笠原委員にお任せするんですが、私としては今の施設にこだわる必要はないということと、現状でのこの単価の高さを考えると、例えば、これは実際には契約がどうなっているかによるんですけど、違約金を払ってでも一旦止めて、今やっている研修の機能が本当にあそこじゃなきゃできないのかということを考えなきゃいけないんじゃないかと思っています。という中での抜本的改善ということにしています。

○荻野次長 ほかにございますでしょうか。

○小笠原委員 ですので、恐らく、ほかの抜本的な改善をという委員も、かなり廃止に近

い考えにあるというのは多分事実だと思います。ですから、そこのニュアンスが非常に難しいですけれども、4対2なのであれですけども、本当に廃止に近い意見を我々委員の取りまとめとしては提出させていただければと思っておりますが。

○荻野次長 今の考え方だと廃止になっちゃうんですけど、3対3だと、より混乱しますかね。

どうぞ。

○田淵委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、私ももう1回原点に立ち返って全体を見直すということに関して、異論は全くありません。ただ、そのときに、廃止をした状態で次の事業が立ち上がるまでに、その間の検査官の対応というものがしっかりできるのかどうか。その部分がきっちり対応できる状況であるならば、真っさらな状態に立ち返ってみる、研修の内容も含めてですね。恐らく、2008年でしたか、この施設が開設されたのは。その後で東日本大震災等が起こっています。その後もいろいろな事故なり何なりが起こっています。そういったものを踏まえてもう一度見直すというのはありだろうと思います。何が何でも稼働率を上げなければいけないわけでは全くないというのは、私も同感です。ただ、この施設を使っていくのであれば、有効に活用していかなければいけないということなので、まず、本当にこの施設で国としてしっかりした検査ができるかどうか、そこをまずもう一度考えていただきたいと思います。

○河村委員 今、田淵先生からの意見を伺って、私は廃止とつけたんですが、でも、お考えは多分結構近いんじゃないかなと思うんですけども、私はコメントシートにはっきり書いたんですが、保安検査を廃止しろなんてことはもちろん思っていないし、保安検査官の研修ということをやめろということは全然思っていない。それは思っていない。ただ、今のやり方では、1回切ってやめた方がいいんじゃないのかなというふうに思っています。多分そういうふうに考えると、かなり委員の中でも認識は共有できるんじゃないかなと。研修をやめろなんてことは誰も思っていない、国民もきっと思っていない。きっちり隠し事が絶対ないように見抜いてほしいとみんな思っています、国民は、それをきっちりやっていただきたい。ただ、そのときに、今あるこの施設にこだわって、そこにばかりとらわれるやり方はやめていただきたい。同じお金を使うのでも、仮に同額の予算を使うのでも、違うやり方でもっと実効性を高めて基礎にも配慮した研修ができるんじゃないかと、そういう意見ですので、ぜひそういう方向でお取りまとめを御検討いただければというふうに思います。

○荻野次長 では、いかがでしょうか。

○小笠原委員 私もまさに、今、河村先生がおっしゃったような認識に立った上で考えた場合に、抜本的な改善でというのは、そういった一定の基盤というのは維持した上でということでニュアンスとして申し上げたわけですし、結論を出したわけですし、多分恐らく認識はほとんど一緒だと思います。そちらのほうでまとめていただきたいなというふうに、委員として思います。

○荻野次長 それでは、たまたま現在ですね、検査制度については、この研修とは別に大きな法律改正がありまして、抜本的な見直しをしているところでございます。そういった中で、この事業というよりも研修の仕組み、あるいは、人材育成の仕組み全体をまさに抜本的に見直しているということでございますので、そういう文脈の中で、今まとめていただいたようなことで、事業全体の抜本的な改善ということで、今おっしゃったような内容を付記していただくというような形で受け止めさせてよろしいでしょうか。要するに、事業の抜本的な改善であるけれども、それはまさに、研修の原点に立ち返って、意味のある研修であるよということ、必ずしも既存のやり方にこだわらずにという意味で、抜本的に白地から見直してくださいという御趣旨であるという。

○小笠原委員 もう既に決まっている研修制度というのは、きちっとこれからやっていくのだけれども、方法論として、今のやり方というのはあまりにも、費用の面からもそうですし、実効性の面からも非常に問題があるのではないかとということで、廃止とまではいかないですが、極めて抜本的に改善をしていただきたいと強く申し上げているということでまとめさせていただければと思います。

○荻野次長 では、そのような形でまとめていただきまして、あと、細かい表現ぶりにつきましては、再度別途御確認ということといたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、第2番目の固まりに移りたいと思います。

(原子力安全人材育成センター退室 放射線防護グループ監視情報課入室)

○荻野次長 それでは、引き続きまして、議題2でございしますが、原子力規制庁における主なモニタリング事業(環境放射能水準調査等事業委託費、監視等交付金)でございしますが、これについて入りたいと思います。

本事業は、ただいま申し上げましたように、二つの事業分がございしますので、資料等は80分程度をとりまして、質疑開始から60分程度が経過したところにコメントシートへの記入

をお願いしたいと思います。

では、まず、事務局から本事業を選定した理由と論点につきまして御説明をいたしまして、続きまして、原局、担当課であります監視情報課の武山課長から事業内容の御説明という運びにしたいと思います。

○河村委員 申し訳ありません。資料の件でちょっと一つ確認をお願いしたい点があり、よろしいですか、すみません。お願いいたしまして、今日お配りいただいた当日配付資料というのがありまして、これは私どもの机上に紙としていただいているだけでなく、今回の公開プロセスの資料として対外的にも公開するものでしょうか。そして、このインターネット中継を御覧くださいっている方にも御覧いただけるような扱いになっているものでしょうか。大変恐縮ですが、最初にその点の御確認をお願い申し上げます。

○荻野次長 当然そうです。当然そのようにいたします。よろしいでしょうか。

○河村委員 お願いいたします。

○廣木参事官 それでは、資料2-1に基づきまして、本事業を選定した理由と論点を説明させていただきたいと思います。

まず、環境放射能水準調査等事業委託費でございますけれども、選定理由でございますが、三つ挙げてございます。

まず一つは、行政事業レビュー実施要領3(1)①ア「事業規模が大きいもの」に該当するということでございます。

それから、二つ目は、実施要領の3の(1)①のイの「長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいもの」に該当するということでございます。ちょっと背景について御説明させていただきますと、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、環境放射線量のモニタリング設備が、従来、当初47カ所だったものに、新たに250カ所に設置されたところでございますけれども、今後、250カ所をまとめて設置されたものの更新時期が集中することが見込まれることから、本事業を効率的かつ効果的な事業へと見直す余地があるというふうなことでございます。

それから、三つ目は、今年度は事業の見直し年度に該当するというふうなことでございます。

続きまして、ページをめくりまして、論点でございますけれども、二つ掲げてございます。

一つ目は、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の全国における環境放射線量の状況

等を踏まえ、原子力発電所周辺以外の全国の平常時のモニタリング設備の効率的・効果的な更新を行うためにはどのように執行方法を改善すべきか。

二つ目は、成果目標・成果指標は妥当かということでございます。

続きまして、放射線監視等交付金のほうの事業の選定理由及び論点について、御説明します。

まず、選定理由でございますけど、これについては全部で四つ掲げてございます。

一つ目は、行政事業レビュー実施要領3(1)①ア「事業の規模の大きいもの」に該当する。これは先ほどと同じです。

それから、二つ目でございますけど、これも行政事業レビュー実施要領の「長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの」に該当するということでございます。

背景でございますけれども、会計検査院から放射線監視装置の耐震化に係る指摘を受けました。要するに、耐震化が十分できていないというふうな御指摘でございますけれども、それを踏まえまして、耐震安全性の確保の取組を進めているところではありますけれども、設備の強靱化に向け、より効率的・効果的な事業へと見直す余地があるということでございます。

三つ目が、今年度は事業の見直し年度に該当するということでございます。

それから、最後の理由でございますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力発電所周辺におけるモニタリング体制がどのように強化されてきたのかについては社会的関心が高いと考えるためということでございます。

続きまして、論点でございますけれども、これは一つ掲げてございます。東日本大震災の教訓を踏まえ、放射線モニタリング体制は不断に充実・強化していくことが重要であるところ、テレメーターのサーバーや中央監視局の代替施設の確保、モニタリングポスト等の電源、通信の多重化について検討するべきではないかということでございます。

以上でございます。

○荻野次長 では、武山課長から御説明を。

○武山課長 それでは、監視情報課の武山と申します。資料2-2の御説明をさせていただきます。

資料2-2でございます。まず、このモニタリング事業ということで、二つの事業に関して御説明をさせていただきます。

まず、開いていただきまして、環境放射能水準調査等事業委託費でございます。事業の趣旨でございますが、原子力規制委員会は、国民の生命、健康、財産の保護、環境の保全、それから、我が国の安全保障に資するために、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としております。これを達成するために、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っております。

そのため、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の量を調査することによって、平常時の放射線量を把握することで、万が一異常値を発見した場合に、原子力施設からの影響によるものか否かを確認しているというものでございまして、具体的には①、②、③というふうに三つの大体事業に分かれるというふうになっております。

また、国外における原子力関係事象、例えば北朝鮮における地下核実験などですが、発生した場合に、原子力規制庁は、本事業によるモニタリングポストの空間線量率等の結果を取りまとめて公表しているというものでございます。

次のページを開いていただきますと、環境放射能の調査ということで、47都道府県で実施しておりますものでございますけれども、写真に書いてありますような試料の採取、それから、モニタリングポストによる空間線量率の測定というものを行っているということでございます。

それから、3ページ目でございますけれども、専門機関などで高度な放射能分析ということで、ストロンチウム90、プルトニウムなどの比較的難しい分析に関して行うということで、このような、いろいろ前処理をした上で測定容器に入れて装置にかけるということで分析をしているというものの絵でございます。

それから、次の4ページでございますけれども、放射線監視結果の収集・公表ということでございます。これは、都道府県の測定データであるとか、あるいは、先ほどの分析機関のデータ、こういったものを集めてきまして、それをデータベース化して、ウェブサイトで公表しているというものでございます。

それから、次のページでございますけれども、モニタリングポストの基数の推移ということでございます。この事業に関しては、当初は47都道府県に各1基ですね、モニタリングポストというのがありましたけれども、福島第一事故を受けて250基増設したというものでございまして、①～④のような考え方もって配分をしたというものでございまして、24年に250基ということですので、大体10年ぐらいたつと更新の時期を迎えるというふうに考えているところでございます。

それから、6ページですけれども、こちらは、もう一つの事業でございます放射線監視等交付金でございます。これは、原子力施設の立地道府県、それから、その隣接府県、そこでその県が行う放射線の測定について資金を交付するというものでございまして、隣接といっても、後ろのページで10ページに原子力災害対策重点区域とございますけれども、この重点区域に入っているところの県が隣接というところに該当するというふうに考えております。したがって、6ページにありますように、交付対象の自治体としては、24の道府県というものでございます。

それから、次のページですね。7ページを開いていただきますと、今の交付対象の自治体の地図でございます。このような形で交付をしているというものでございまして、次の8ページですが、空間線量の測定・公表ということで、都道府県のほうで行っているもののポンチ絵でございますけれども、モニタリングポスト、モニタリングカーでもって収集したものについて、サーバーを介してインターネット上の公開、住民向けの表示といったものを行う。これを我々のほうの規制庁のホームページでも全国で見られる形にしているというものでございます。

9ページでございますけれども、環境試料の放射能測定の分析。これも、先ほど分析がありましたけれども、都道府県のほうでもこのような形で分析をしているというものでございます。

それから、10ページは、先ほど御説明した重点区域ということで飛ばさせていただきます、11ページでございますけれども、設備の信頼性の向上の取組ということで、先ほど御説明があったように、耐震安全性というものを確保するというところで、平成28年にこちらでガイドラインを定めて、各地自治体に通知をいたしました。それで、平成28年度中にテレメータシステム、先ほどのサーバーのところについては、28年度中に耐震性の確保ということで行いました。それ以外のところの設備については今年度中に行うという予定を立てております。

また、電源の多重化、通信の回線の多重化、こういったことについても、4月に考え方を自治体のほうに通知して、それに従って、今後整備をしていただくというふうに考えているところでございます。

12ページでございますけれども、先ほどの二つの事業ですね。最初の放射能水準調査と、それから、監視交付金のポストということで、放射能水準調査に関しては全国規模ということで、こちらは我々のほうで委託という形で設置をしているわけですけれども、このよ

うな形で全国に大体またがっています。

それから、それに対して交付金のほうは、これは立地、原子力施設の周辺ということで、そこに集中した形で配分をしているという形になっておるといのがこの絵でございます。

資料2-2は以上でございます。

それから、あと、資料2-3-1、資料2-3-2、これはレビューシートでございます、こちらについては、過去の額の変遷でありますとか、あるいは、活動の実績、活動の指標といったものが記載されておりますので、適宜御覧いただければというふうに思います。

それから、本日、あと、参考資料としてお配りしておるとは思いますけれども、参考資料3ですかね。年度別の支出額の一覧というものがございましてけれども、こちらのまず環境放射能水準調査に関してですけれども、都道府県に委託している部分に関して、25年度～28年度の大体1番～47番という順位という形で一覧表をつけております。

それから、次のページは、監視等交付金の、同じく、その交付額に関しての24番までの数が示されているというものでございます。

それから、参考資料4でございますが、これは資金の流れの一例ということで、環境放射能水準調査に関してまず書いてありますけれども、高知県に委託をして、そこから先、どのような形で民間企業等にまたさらに行っているかということについての記載でございます。

それから、次のページは監視交付金でございます、こちらについては茨城県の例でございますけれども、同様に、茨城県のほうから、またさらに民間企業等に流れていくフローを書いているというものでございます。

それから、当日配付資料ということで今日お配りしましたものでございましてけれども、これは、いわゆる原子力監視施設、いわゆる環境中の放射性物質を分析したりするところの施設と、それからあと、テレメーターですね。空間放射線量率とかの測定データを伝送して、そこからまたホームページとかに載せるわけですがけれども、その伝送しているところの空間線量率、ポストからそういう伝送するところのセンターについての場所、それから、それらの原子力施設からのおおよその距離というものを示しております。

それから、津波ハザードマップによる津波想定区域の中に、そういった二つのものがあるかどうかということでございまして、それの一覧でございます。

この中を見ますと、中にありますというものについては、神奈川県②というものがご

ざいます。これに関しては、津波の想定区域、中にありますけれども、防潮板というものをつけて浸水対策をしているということでございますし、岡山県に関しては、そもそも対象施設としている原子力施設が、津波による影響がないようなところ、人形峠ということで、そういうところにあります。あるいは、愛媛県に関しては、津波ハザードマップで想定している地震において、原子力施設は想定区域の外にあるというものでございます。

あと、バックアップサーバーの設置の有無ということで、これは、いわゆるデータセンターについて、バックアップのところがあろうかということについて、あるところとないところが幾つかございますということでございます。

それから、あと、北海道に関して、①のところに※がありますけれども、これは、いわゆる原子力環境センターが原子力施設から2kmという近いところがございますけれども、これについては、原子力災害のときにはオフサイトセンターというのが原子力施設から10kmほどのところにありますけれども、そこにいわゆる緊急時のモニタリングセンターというのを設置するわけですが、そこでもってモニタリングを行うということで、そちらのほうに皆さんが移った形で、そこでもって分析なり測定というものを行うというふうな体制をとっているというところでございます。

御説明は以上でございます。

○荻野次長 それでは、御質問、御議論等をお願いいたします。

○河村委員 御説明ありがとうございます。それから、こちらからのお願いでいろんな資料、データ等をたくさんいただきまして、助かります。ありがとうございます。

私のほうから最初に、この事業のたてつけのところを御質問させていただきたいというふうに思います。

この事業は二つあって、一つは、全都道府県対象の水準調査の事業、そして、2番目のほうは交付金ということで、実際にその原子力の関係の施設が立地している当該県と、それから、お隣というか、一定の近い距離にあるところというところは対象になっていると思うんですが、両方とも、これを実施するのは各都道府県が実施されるんだけど、お金、要するに、予算は全部国のほうが持つというたてつけになっていると思います。そこがなぜなのかというところを、一つお尋ねしたいと思います。

と申しますのも、私もこれは行革側から参画させていただいておりまして、いろんな府省さんの公開プロセスに今までも参加させていただいていますけれども、中央集権の国で

すから当然ですけれども、よその役所の事業とかを見ますと、国が全額は持たないで、一部都道府県も負担しながら、幾ら分だけ国が補助するとか、それから、対象となる全都道府県には補助するわけじゃないけれども、手挙げ方式でとか、すぐれた計画のところだけに補助するとか、そういうような事業のスキームを、他府省さんですと結構あったりするんですが、なぜこの事業については、原子力規制庁さんに関してはというお尋ねの仕方のほうがいいのかもかもしれませんが、全額国が負担されるのかというところと、それから、もう一つは、でも、じゃあ、実際のお金の使い方ですね。そのモニタリングポストをどう配置するかとか、今日御用意を下さった参考資料3でも明らかなように、年によって都道府県によってお金の使われ方が全然違うわけですね。これは一体誰が必要ということを考えて、どちらの意見と言うとおかしいかもしれませんが、都道府県側の要望でこうなるのか、そうじゃなくて、お金を出してあげるのは国だから、今年度はここの県とここの県にしますよというのは、国のほうからお決めになっていらっしゃるのか、その2点、御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○武山課長 御説明します。

まず、たてつけなんですけれども、まず、水準調査、これは国が行うものでございます。したがって、国のほうから調査機関に委託するという形になるわけですが、それが都道府県にも行っているということでございますけれども、これは、全国くまなく調査をするということですので、いわゆる原子力施設の近くだけではなくて、遠いところ等も含めてやろうということで、それを国のほうでやっているということでございます。

それから、都道府県にそういう分析装置があって、それを使って分析なりをします。また、都道府県でできないような高度なものについては、別途専門機関で分析してもらうという形で委託をしているというものでございます。

それから、交付金のほうなんですけれども、これは原子力施設の周辺ということで、これは、こちらの資料の6ページ目に記載をしたところですが、交付率について全額交付ということでもございますけど、これは、常に今、監視をしているという形で、原子力施設に関しては、立地道府県がいわゆる事業者と安全協定というのを結んでいまして、その安全協定でいわゆる事業者の監視をするということを取り決めているわけですが、そういう監視をしているということがございますが、それもありますけれども、そのポストとかというものは、基本的には防災のときにも使うというものでございまして、ここに書いてあります防災基本計画などで、そもそも常日ごろそういうモニタリングをしていて、

それを緊急時にも使って防災体制を整えましょうということになっているので。

○河村委員 すみません、私がお尋ねしたいのは、都道府県で自己負担がないのはなぜですかということです。

○武山課長 委託のほうはこちらが委託をしているので、全部こちらのほうで持っているということで、交付金に関しては、基本はやっぱり国の防災というものでなくてはならないものだからということで、全て交付しているというものでございます。

○河村委員 事業をやって、それでそのデータを知らせてもらうのは、その土地の住民なわけですよね。だったら、都道府県だって負担したってよさそうなものですよね。そういうような事業は幾らでもあるはずなので、割合国と地方との負担の割合というのを決めてやっているのもあると思うんですけど、そうじゃなくて、この分野で全部国が委託してやっている、その理由をちょっとお尋ねしたいと思ったんです、最初に。

○片山審議官 総括審議官の片山です。

これがもともと始まったのは、大気中核実験をやっていた時代に、これは日本だけではないと思うんですけども、要は、フォールアウトというものが日本の国土にくまなく降り注ぐというような状態です。したがって、じゃあ、日本全体の放射線量の水準ですとか放射能の濃度をしっかり把握する必要があるということで、国としてやり始める。そのときに、国自らがそういうものを全て運用してやっていくのか、あるいは、専門機関に委託をするのか、あるいは、自治体の協力を得て自治体に委託という形でやるのかという、そういうところがもともとの出発点として恐らく始まってきて、それから、日本でだんだん原子力利用が行われてきて、じゃあ、原子力施設というものに着目したときに、日本全体の平常時が一体どういうふうになっているのかというのを継続的に見ていかないと、変わったことが起きたときに、それが何によって変わったのかどうかという、もともと根っこの水準をしっかりと押さえておかないとジャッジができないということもつけ加わってきたんだというふうに考えております。

そういう意味で、ある意味、日本全体をくまなくしっかりと把握をまずするという仕事というのは国がやる仕事。じゃあ、国が全てやるのか、そういう能力を持っているところに委託をしてやるのかというのは、それはやり方の選択の問題だというふうに思いますし、そういう意味で本質的に国がしっかりと押さえなきゃいけない事業だから、そういう意味で、国が100%持ってやっているという整理ではないかと思っております。

○河村委員 この分野は、だから国がしっかりと調べて、都道府県によって、やりたいとこ

ろだけが濃度を調べればいいのか、そういう話じゃないという、そういう理解ですね。

それで、2番目の質問に行きたいと思うんですが、じゃあ、そういうたてつけのもとで、実際の支出額はこうやって年度ごとに、都道府県ごとにぐるぐるいろいろ変わって、多いところ、少ないところが出てくるんですが、その意思決定はどういうふうに行われているのでしょうか。

○片山審議官 逆に言いますと、国としてこれぐらいの水準でしっかりやってもらわなきゃいけないという要求レベルがありますので、それを実現しようと思うと、ある特定の機器というのが必要になってくる。これは順次整備をしてきたものですから、当然、更新時期みたいなものは変わってくる。したがって、国として技術的にここまでやってくださいというものを達成するために、必要な経費というものというのを見積もる形で委託を出すということになります。したがって、もともとは我々の要求事項があって、それを満たせるための整備に必要な額を委託費として出すと。したがって、その自治体からこういうことを勝手にやりたいというよりも、国から示されたものを達成しようと思うと、この時期にこういうものを更新しなければいけないという財政事情が出てきて、それが妥当なものかどうかというのを我々が見積もった上で委託をする、そういうことなものですから、年によってたくさん受け取る自治体は変わってくる。あるいは、ポストの数も違ったりしますので、そういうことだというふうに御理解をいただければと思います。

○河村委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○小笠原委員 御説明ありがとうございます。

今のお話の続きではあるんですけども、そうすると、国のほうがトップダウンで、こういったところに重点的に配分をするというようなことを、毎年度ごとに各都道府県に対して行うということで行くとした場合に、45番と50番というのがあるんですが、これはちょっと僕の考え方が違っていたらおっしゃっていただけたらと思うんですが、45番というのは、先ほどのフォールアウト以降の全国くまなく、いろいろな要因によって降りかかるかもしれないことに備えて、平時に管理をしようというのが45番で、それで、50番というのは、平時の管理もあるんだけど、きめ細かな隣県も含んだ管理もそうなんだけど、ただ、ここには有事にどういうふうにしたらいいか、例えば、電源であるとか通信の多元化、多重化ということについても、十分にこの中には考慮に入れているというようなことと理解しているんですが、これはそれでよろしいですか。

○片山審議官 はい、そういう御理解で結構だと思います。

○小笠原委員　それで、本日ちょっといただいた資料の中で、そういう有事対応がこの50番は非常に大事なんだといった場合に、国が都道府県に対してトップダウンで意思決定をするときに、一つの例ですけれども、一番右側のバックアップサーバーの設置の有無というところの中には、必ずしも設置がまだなされていないというようなものがあって、それは多分優先度によってなんだとは思いますが、これはたまたまなんだけれども、つい最近も事故があって、その事故の間に、大洗とか東海村の間にこういったセンターがあるとして、ここにまだバックアップサーバーが設置されていないというのは、これは、どういう優先度の中でこういう状況になっているのかというのをお聞かせいただきたいんですが。

○片山審議官　JAEAの事故は、ある意味、核燃料の使用施設で貯蔵容器をあけたときに、ちょっと原因がまだわかりませんが、中に入っていたプルトニウムとか天然ウランの粉末というのが外に飛び出して、それを吸い込んでしまって内部被ばくを起こしたと。外部へは漏れていません。これは α 核種ですので、要するに、 γ 線をはかるモニタリングポストで検出できるようなものではないですけれども、 α 核種を測定するダストモニターのたしか警報が鳴ったということで、これは、事業者が設置したものの中でしっかりと外へ出ていないというものは確認をされているというふうに承知をしています。

それで、バックアップサーバーの件でございますけれども、こういうある意味緊急時にも使用するようなものについて、どんどん強靱化をしていかなきゃいけないという問題意識は持っております。

我々は、まずは、はかるモニタリングポストでは、モニタリングポスト自身の耐震性ですとか、モニタリングポストに例えば供給している外部電源がやられたときに、スタンドアロンでどれぐらい運転できるのかという、そのモニタリングポスト、計測するものそのものの電源の確保ですとか、あるいは、通信でデータを送りますけれども、その通信が普通の回線じゃなくて、だめになった場合に別の代替手段で送れるのかですとか、まずは、そののところというのをしっかりやらなきゃいけないというふうに思っております。

データサーバー自身が置いてある場所というのは、見ていただければわかりますように、大体県庁ですとか、そういう公共の施設の中にある。それなりの耐震性というのが確保されている施設の中にまず置いてあるということがありまして、いずれこのところは我々も考えていかなきゃいけない課題だと思っております。まだ自治体には明示的には出してはいないですけれども、先生御指摘のとおり、緊急時の備えということでいくと、将来的には取り組んでいかなきゃいけない課題だと思っております。

ただ、まだ、それより先に取り組まなきゃいけないところがあるということで、予算の制約の中でどういう優先順位でやっていくかという、まさしくそういうことではないかというふうに思っています。

○小笠原委員　ちなみに、現状で結構なんですけども、今おっしゃられた通信がある線が遮断されたときに、じゃあ、2次のこういう回線はどういうふうにするかとか、それがまた失われたときはどういうふうに手当をするかとかというのは、この各施設ごとに今はどういう進捗状況になっているのか。

○片山審議官　考えなければいけないのは、通信形式によって強み、弱みがあります。それで、大きな自然災害が起きたときに、共通原因で一斉に、実は多様化したつもりが多様化になっていないということが起きないように考えなきゃいけないというふうに思っています。そういう意味で、なかなかこれという決め手というのがありません。めちゃくちゃお金をかければできるかもしれませんが、要は、全国にモニタリングポストは物すごい数がありますので、そういうものの中で回線の確保をすると、やっぱりそれがランニングコストとして練り機のように高額になっていくという問題もありますので、今は幾つか選択肢を示す中で、自治体のほうに共通原因で倒れないという選択肢の中から、自治体も既にいろいろ着手しているようなところもありますので、最適な方法を選んでいただくというような指示を4月に出したものだというのは、まさしくそういうものでございます。

どの程度通信回線が既に多重化されているかという進捗ですけれども、手元にありますか。

○武山課長　今、電源に関しては、96%ぐらいが今は多重化されているところです。あと、通信については、72%ほど、一応多重化というのはされています。

○小笠原委員　この多重化というのは、今お話しになられた、共倒れになるようなことがないような意味での多重化ということで72%なんですか。

○武山課長　まだ実はちょっと、こちらのほうで最適かどうかというのは、なかなかまだそこまで吟味はしていませんけど、一応要するに衛星回線がありますとか、NTTと衛星回線があるとかという形で、一応幾つかの線を多様化する形でやっていたりとかをすることを確認しているということでございます。

○片山審議官　まず、これからしっかり吟味をしていかなきゃいけないということだというふうに思っています。

○荻野次長　では、アトキンソンさん、お願いします。

○アトキンソン委員 公益財団法人日本分析センターの5億6,900万円なんですけども、ほかのところも同じようなものはあるんですが、ここに、会議費、謝金等とあるものについて、1億900万円あります。それ以外に、同じ資料2-3-1の5ページなんですけれども、Aの高知県、ここにも旅費、Dのところの同じ日本分析センターなんですけれども、その他旅費、会議費、下のほうのEのところ、また同じように、その他に会議費等とあるんですけれども、これを全部集計すると1億4,800万円ぐらいのものになりますので、この事業全体の大体9.5%ぐらいになります。

Bの公益財団法人日本分析センターのその他に入っている会議費、謝金等ということになりますと、全体は1億900万円ですから、全体の7%なんですけども、この5億6,900万円の大体2割弱の数字になっていますけども、会議等というのは相当の金額だと思うんですけども、いろんな人がこうやって旅行したりとかしているんですけど、これは一体どういう会議で、データ分析ですから、そんなに1億何千万円をかけて集まる必要がどこにあるのかというのをちょっと疑問に思うんですけども、御説明をいただきたいと思います。

○武山課長 その他の中には、実は会議費だけではなくて、実はいわゆる一般管理費というものが含まれていて、いわゆる、その経費に関してある割合掛けた費用ですね。それも実はこの中に入れている形で積算がされているということでございます。会議自体は、だから、例えばBであれば、中身としてはいわゆる測定法シリーズとかと言われている――じゃなくてあれか。

○山本室長 それぞれの事業の中でそのデータの評価をしていただくといったような、そういった会議などを年2回、委員を集めてやっていたりしますので、このそれぞれの事業で会議費自体は非常に少ない金額になってございます。

ただ、その他のところに消費税8%ですとか、それから、もろもろの先ほど申し上げた一般管理費、それぞれの人件費等々の10%ぐらいの金額、そういったものが全部入ってございますので、御指摘のような大きな金額に見えるような形で、ちょっと今は事業レビューシートとして作成しているというような御理解をいただければと思います。

○アトキンソン委員 じゃあ、Bのところの公益財団法人日本分析センターなんですけれども、そういう認識でやっていきますと、この資料というのは会議費というのがはっきり書いてありますが、もう少しそれは違う書き方があるんじゃないのかなということも別にしておいても、それにしても、事業の内容に対しては、一般管理費という認識というふう考えた場合には、これが大体24%ぐらいになるんですけども、一般的には、一般管理費

というのは1割～15%とか、そういうものは非常に多いんじゃないかと思うんですけども、なかなか今の世の中で、国の事業であっても1割いただけない場合は多々あると思うんですけども、この24%というのは、ほかの事業の例えばCのところとの比較であったとしても、かなり高目の一般経費の一般管理費になるかと思えますけども、御説明をお願いしたいです。

○山本室長 分析センターに関しては、BもDもEも同じ一般管理費の割合で私どもは委託してございますので、10%でやっていますので、御指摘のような形で、Bのその他が多くならないような形で、もう少し集計については工夫していきたいと思えます。

○アトキンソン委員 今ですと、一般管理費が1割だとして、それで、消費税がそれ以外にあるとしても、それでも何か残っている分が相当のものになるんじゃないかとは思いますが、主なその項目を教えてください。

○山本室長 今、残っているのではないかとということで御指摘がございましたが、これは委託費でございますので、実際に使った金額だけをお支払い、向こうに委託費として渡すということで、向こうに何らかの残ったお金が生じるというようなことはございません。

この放射能分析でございますが、会議費で言うと、この中の金額としては10万6,000円というようなことになってございます。こういった中で、消費税で申し上げますと、約7,500万円、また、一般管理費につきましては8,500万円というような金額で今、計上してございます。

○アトキンソン委員 すみません、そうすると、同じなんですけども、Dの公益財団法人日本分析センターということで、その他ということで一般管理費も込みということであるとすれば、これも相当な割合になるんじゃないかと思うんですけども、多分50%近い水準だと思うんですけども、これもかなり高いんじゃないかとは思いますが。

○山本室長 この2,800万円のうち、一般管理費が約800万円、それから、消費税が700万円程度、それから、通信運搬費などが800万円というようなことで、この結果収集事業ということで、前回、現地の視察で、水準のデータについては県のサーバーから、それから国のほうに送られますということでお話をさせていただいてございますが、このデータを集めるに当たって必要なそういった通信費用など、それから、サーバーの維持管理、そういったものに伴って発生する通信、そういったものがもろもろ入って、今は2,800万円という、そういった数字になってございます。

○アトキンソン委員 すみません、Bに戻りますけれども、一般管理費は8,500万円と今お

っしかったですか。

○山本室長 はい、そのとおりです。

○アトキンソン委員 ということは、事業に対して18.5%の一般管理費率になると思うんですけども、先ほどの1割とか、そういう十何%の話と矛盾するかと思いますが。

○事務局 ちょっと後ろから補足させていただきます。今は予算として計上している、執行した額ではなく、予算計上したものでお話ししておりますので、今、実績ベースのデータを持ってこさせていますので、後ほど詳しい御説明をさせていただくということによろしゅうございますか。

○アトキンソン委員 すみません、最後になりますけど、落札率はほとんど一緒なので同じだと思うんですけども、ポイントは、経費率が非常に高いんじゃないのというところで、ほかのところはかなり落札率が低いのにこんなに高く、一般管理費が18%というのはどうも高過ぎる感じがして、なおかつ、その上のほうのBは関係ないにしても、Dのところ、こんなにスペースがいっぱいあいているのに、井勘定的に2,800万円の一般的なものを、そもそも5,400万円に対して2,800万円井勘定するというのは、資料のつくり方としてはあまり適切だとは思えないというところだけをコメントさせていただきたいと思います。

○荻野次長 では、田渕先生、お願いいたします。

○田渕委員 今の日本分析センターですけども、契約方式が随意契約になっています。日本分析センターはいつから随意契約という形になっているのでしょうか。

もともこの調査自体が、科学技術庁から文科省に移り、保安院、規制庁という流れになっていると思うんですけども、この分析センターは、最初的时候から随意契約なんですか。またどういう理由で随意契約になっているか、教えてくださいませんか。

○武山課長 多分ここはですね、逆に言うと、高度な分析ができる場所というのは限られていて、本当にここしかない、ということだと思っていて、ずっとだから、そういう意味では、ちょっと今は手元に資料がないですけど、記憶する限りではずっとここだというふうに思います。

○田渕委員 ということは、ずっと日本分析センターと随意契約をしていると。ほかに探していないということですか。

○武山課長 この資料にもありますが、公募を一応した上なんですけど、結局公募をしてもここしか来ないという、そういうことで随意契約になっているということです。

○田渕委員 その要因なんですけども、例えば、資料の4ページに、過去のデータのA

ーカイクということ、400万件、日本分析センターで収集されていると思うんですけども、このデータ自体はほかの業者さんですか、そういうところが見られる形になっているのでしょうか。例えば、クラウド化ですとか。もし、分析センターだけしかこのデータを持っていないのであれば、ほかに参入できる業者さんもないのかもしれませんが、かなり優位になると思うんですが、その辺りのデータの保管状況を教えてくださいませんか。

○武山課長 データについてはほかも見られるようになっていて、それで、データベースのところに関して言うと、ほかにも会社さんが来られていて、そこは一般競争契約という形で我々のほうとしては契約しておりますけども、随意契約ではなくてですね。

○山本室長 補足いたしますと、今のような形で、昔は分析センターにデータベースのサーバーがあったんですが、それではほかの社が入れないということで、クラウドのほうにそういったデータベースのサーバーは移して、誰でも入れるように今はなっております。

そういったような背景もございまして、今、御説明にありましたように、複数の社が入って競争の入札が実現しているというようなことでございます。

○田淵委員 それはデータベースの管理のところということですね。分析に関しては、それだけの技術がないので、国内にですね、分析センターが随意契約になっているという御説明。海外ではどうなんですか。国内にそうした技術がないのであれば、海外の企業とか、そういったところでの対応ということはできないのでしょうか。

○武山課長 放射性物質なので、一応、環境試料とはいえ、ちょっと外に持っていかない。やっぱり国内で分析するというのが基本だと思っています。万が一濃い物があったらダメなので、国内で分析ということが大切だと思っています。

○田淵委員 このデータは、原子力施設のほうではなくて、環境放射線のほうということですよ。それでもやはり国内で放射線に対してのデータは分析をしていく必要があるとお考えだということですね。

○武山課長 そうですね。

○片山審議官 やはり、環境放射線モニタリングの技術基盤をしっかりと日本の中で持つておくというのは大事だというふうに思っております。今、課長のほうから申し上げましたように、環境試料のサンプル数というのは非常に多くございますので、それを一々輸送するコスト、あるいは、海外の機関を相手にすることによる調整コストというのは当然ありますけれども、やはり、高度な環境放射線の分析というものの技術基盤がしっかりと日本の中にあるというのは、非常に大事なことだというふうに思っております。

○田淵委員 わかりました。

最後に1点だけ確認をさせていただきたいんですが、データはクラウド化されているので大丈夫だろうとは思いますが、データのバックアップも含めてなんですけれども、データ管理に関して、これまでにトラブルというのは全くなかったということよろしいですか。

○武山課長 データのトラブルは特にありませんでした。

○小笠原委員 すみません、小笠原です。

先ほどの、ちょっとまた日本分析センターの話に戻るんですけども、実績をお持ちだということですので、そのときにちょっとぜひあれなのは、これは一般管理費も含めてなんですけれども、結局、人月でも人日でも結構なので、大体1日当たりの単価は、この業務担当職員の人件費としてどのぐらいあるのか。人月でも結構なので。結局、一般管理費も入ると、結局どのぐらいの単価になっているのかというのを、その実績の資料に合わせて御用意いただければと思いますが、可能でしょうか。

○荻野次長 ちょっと調べますので。

伊藤さん。

○伊藤委員 その間に別な論点になってしまうんですが、最初の河村さんからの御質問で、この二つ、委託と交付金の違いの中でお答えとして、交付金、10分の10で行っている理由として、やはりこのモニタリングポストだったりとか、この整備というのは国の責務としてやっているんだというお話があったかと思うんですが、これは契約書の話になるんですけど、委託でできない理由というのはあるんですかね、逆に、24のところ。

○片山審議官 少し水準調査と監視交付金というのは違うというふうに思っていて、監視交付金というのは、ある意味、最後は平常時からだんだん緊急時につながっていくという意味で、原子力防災との関係というのは非常に密接なものでございます。

防災、原子力というのが前につくと、非常に特殊な世界になりますけれども、防災一般というのは地方公共団体のある意味事務になっています。ですから、災対法、原災法について防災計画をつくるのも地方公共団体の責務ということになっています。

原子力というのが上につくと、やはり、ある意味、国の方針として原子力というのをやってきているところがつけ加わってくるということと、非常に技術的に難しいところもあるので、我々がこれは監視交付金でやっているような平常時モニタリングについても、その技術的なガイドラインというものを我々がつくって示すような形で、技術基準をなるべ

く齊一化をしながらやっていくことになっています。

そういう意味で、本質的には自治体の業務というところはあるんだけど、やはり原子力防災につながっていくというところで、国が相当バックアップして関与してやっていくというところの両面があるということじゃないかというふうに思っています、そういう意味で交付金という形、要するに、国の事務として委託をするんじゃないで、交付金という形で自治体の事務としてやっていくわけですけども、その補助率というところできくと10分の10になっている。だから、国の事務として委託をするから100%だという水準調査とは、少し監視交付金の世界は違うというふうにお考えいただければと思います。

○伊藤委員 今のお答えはとてもよくわかりました。何が一番違うかという、責任の主体が違うと思うんですね。委託であれば、何かあれば全て国が主体になりますし、交付金であればこれ自治体の主体なんだと。

そこにおいて、交付金ではあるけれども、技術基準であったりとか、できるだけそういう意味では幅は狭めようというお考えなのかなとは思いますが、私は普段自治体で仕事をしている中で、まさに今お答えいただいたように、原子力という言葉が入った瞬間に、防災とはやっぱり違う領域に入ってくるなということを強く感じていました。というのも、原子力防災と日常平時の防災の取組方針というのは、やっぱり全く違うと思うんですね。としたときに、結果的に契約手法というか、茨城県でお話を伺っていても、多分、どちらかの違いということ、実務の方が認識しているとは思えなかったんです。水準調査はこういう部分です、こっちのほうはこういうふうにはやっていますという分離を担当者がしているわけではなくて、たまたま契約が違うという認識なのかなということをお話を聞いていて思っていたんですが、そういった意味で、実態がどうかというよりは、考え方の話の中で、24あるということは、半分のところは両方の委託と交付金を持っているということになるので、そこはもしかしたら、実態は既にもう国がある程度の方針があって、国の責務によってやるんだということにもなっていくのかなというふうに感じたんです。ここは考え方が、そもそもが違うのかもしれないですが。

○片山審議官 それについて申し上げますと、監視交付金でやっている平常時モニタリングというのは、やはり立地道府県、あるいは、隣接のところで、言ってみると、それぞれの自治体の住民に対して、道府県としてしっかり監視をしていますよということを示す意味というのが物すごくあります。そういう意味で、非常に長い歴史の中で、それぞれの自治体が積み上げてきた仕組みというのがあります。そういう意味で、特に平常時のやり方

というのはいろんなバリエーションがございます。我々としては、そこは自治体の事業なので、国ができるのは技術的助言にとどまるわけですけれども、なるべくやはり科学的に意義のあるモニタリングをしていただきたいというところはございます。

この分野は、どうしても科学的な議論に上乘せられて、安心の領域にどうしても行きがちになると、ちょっとそこまで値を出すことはそもそも意味がない。はかれば当然値は出るんですけれども、そこには当然科学的な不確かさの世界というのは物すごくありますので、本来、有効数字、せいぜいこの世界だったら1桁しか意味がないのに、有効数字を2桁とか3桁出してみるとか、そんなことをやったところで科学的にはその値に意味がないんですね、下2桁というのは。

そういったようなところだとか、ともするとややマニアックになってしまいがちになっちゃうんですけれども、そういうところはしっかりと科学的にやっていただくということで、我々は原子力災害対策指針に基づいて、いろんな補足の参考資料を提示させていただいている。だから、完全に国が統制してしまう世界じゃないんだけど、したがって、自治体それぞれの中でいろいろなやり方があるんですけれども、科学的にはこうですというのは国としては示さなきゃいけない。そういう世界でございます。

○伊藤委員 一言だけ。委託のほうであっても、今のお話のように、自治体でしかわからない部分ではあるから、例えば、実際にモニタリングポストを置く場所というのは、国が細かく指示をするんじゃなくて、個々の都道府県の中で、ここがいいんじゃないかという判断があるとお話をお聞きしていたので、今のお話は委託か交付金かではなくても、ある程度自治体が判断されるというか、自治体に判断を求めることもできるのかなと思ったんです。

○片山審議官 モニタリングポストの場所自体というのは、要は、平らなところにしっかり置いていただいて、周りに遮蔽するようなものがないようなところ置いてくださいとか、いろいろな条件はありますけれども、実際にその置き場を確保するというのは、やはり公共施設の敷地のところに置くとか、いろいろそれはそれぞれの事情みたいなものというのを反映して、自治体のほうで選んでいただいています。

ですから、我々としては、あまり同じ県で偏ったところに二つ置くのはやめてくださいとか、そういうことは言いますけれども、ある程度そこは置き場所は裁量があると。ただし、正しい値がはかれるところに置いてくださいというのは我々のリクエストになると、そういうことでございます。

○河村委員 すみません、今の話とも、それから、私の最初の質問ともつながるんですけども、この2事業の位置づけ、特に、国の責任というか、そういうことを考えたときに、このレビューシートを見ると、たてつけは両方ともアウトカム指標がないんですね。これはどうなんでしょう、本当につくりようがないのか。ただ、両方とも、どういう経緯でということは先ほど審議官が御説明くださって、結構な年数をやっている事業だと理解できるんですけども、その間にああいう不幸な震災とかを挟んだり、原発の事故とかというようなことを挟んだりして、例えば水準調査のほうであれば、モニタリングのポストの数をこうやって増やされたりとか、そういうことも実際にされていると思うんですね。

あと、その交付金のほうも、国としてきちんと一定のレベルでやってもらわなくちゃいけないからとお話を最初にいただいたりもしているんですけども、例えば、この交付金のほうの事業についても、昔からやってきた流れがあるんですけども、今のこの場面においては、例えば、各対象となっている都道府県でいろいろモニタリングする、きちんとデータを集めていろいろな施設を置くときに、例えば耐震性の問題であるとか、さっき資料を御用意いただいたみたいな、例えば、災害・津波が来たときにどうするかとか、バックアップをどうするかとか、電源をどうするかとか、そういったところで目標を決めて、例えば、何年以内に全ての対象道府県が達成できるようにするとかといったことを一つの目標に定めて、アウトカム指標に入れていくとかといったことをつくることもできるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○片山審議官 我々もいろいろ考えました。ただ、これはやっぱり、ある意味決められた放射線量の測定、あるいは、放射能濃度の分析というのを十分な数しっかり値を出すということに実は尽きる事業でございまして、じゃあ、それを一つの上手な指標でどうやって表せるんだというのは実はなかなか難しく、それをやっていくと、今度は、アウトプット指標のほうにどうしても行ってしまうというところがございます。

今、河村委員が御指摘になられた耐震性だとか、いろんな多重化、多様化というのは、それは一つの補助的な目標としてはあり得ると思うんですが、アウトカム目標というと、ちょっと違うかなという感じがして、なかなかこの事業を端的に代表する指標って何なんだというのは、実はずっと我々も中で議論しているんですけども、いいものが思いつかなくて、むしろ、それはアウトプット指標のところをもう少し工夫するような形で、つけ加えていくというのは少し考えたいと思うんですけども、アウトカム指標で代表させるものが何かというのはちょっとなかなか難しいなというのが、今はちょっと我々も悩

みながら考えているんですけれども、正直なところでございます。

○河村委員 ぜひちょっと御検討をいただければと思いますけど、アウトプットとか、あと、モニタリング指標的なものをほかの事業でも考えるときもあるんですよね。ですから、補助的な指標ということでも結構なので。やっぱり、でも、今日、当日配付資料で出していたのを見ても、やっぱり各道府県ごとに、随分立地とかいろんな対応にばらつきがまだ大分残っちゃっているというのが正直なところですので、そういったところが段階的に解消されていくように、国としてやっぱり要求される、万が一のときにも、きちんとシステムとして耐え得るといえるか、頼りになるようなものにできるようにということ、一つはやっぱり目安として入れていただく。それが、ですから、究極的なアウトカムというのは、なかなか確かに、審議官がおっしゃるような難しいかなとは思いますが、やっただけならばというふうに思います。

ちょっと追加でお尋ねしますけれども、この当日配付資料で見ると、データを集積する中央の装置であるとかをどこに置くかって、随分県ごとにばらつきがございますよね。これはどういうことなんでしょうか。やっぱり、立地県だと十数km、この前伺わせていただいた茨城県も、何年か前から水戸から持っていらして、今は11kmのところであって、そこでバックアップもないし、大丈夫なんですかというふうにお尋ねしてしまったんですけど、ただ、立地県でも、佐賀県みたいに結構離れて、50kmぐらい離れたところに置いているところもあったりとか、あまり離れちゃうといういろいろ普段の業務上という話も伺ったりもしたんですが、これはどのような考え方でなされているんでしょうか。

○片山審議官 基本的にですね、我々としては、福島事故の後、原子力発電については、ある一定のレベルまで事故が進展したら、PAZという5kmのところの住民の方には避難をしていただく。その外の方々には屋内退避をしていただくというふうに、原子力防災の考え方を変えました。したがって、我々としては、オフサイトセンターもそうなんですけれども、5km圏内にあるところは、さすがにその場所を変えてくださいと、5kmから30kmの間のところに変えてくださいということをやっています。同じような考え方で、5km圏内にあるところは、できれば5kmよりも外側に持って行っていただきたいということだというふうに思っています。

そういう意味で、5kmより内にあるのが北海道なんですけれども、泊原発から2kmのところにあるんですけれども、これは、そういうことがあるものですから、オフサイトセンターの中にそういう代替機能というものを持たせる。オフサイトセンターはたしか10kmぐらい

離れたところですがけれども、そういう考え方に基本的になっております。

ですから、少し遠いところというのは、運ぶのに若干時間はかかりますけれども、そんなに致命的なものではないというふうに思っています、隣接が遠いのは当然のことというのだというふうに思っています。

○荻野次長　ここで、先ほどの小笠原先生の御質問にお答えを。資料はありますか。

○山本室長　先ほど、Bの職員の人件費1億9,400万円について、御質問をいただいたところでございますが、これにつきましては、人件費の単価といたしましては6段階の職員の設定がございまして、単価としては、時間当たり、一番低いので2,360円から、それから、一番上の取りまとめの方が7,300円というような形で、人件費の単価を設定してございます。この1億9,400万円の延べの時間数が4万8,800時間というようなことで、全体の人件費の平均といたしましては、約4,000円というような時間当たりの単価になってございます。

○小笠原委員　それは、じゃあ、4万8,800時間で計算をして4,000円というのは、一番上の人件費の部分だけですよ、1億9,400万円は。

○山本室長　はい。

○小笠原委員　ちょっとこの意味があれなんですけど、これは財団に発注をして、そのトータルの金額は5億7,000万円で、その中に、財団での一般管理費も含めてチャージをされてきているとすれば、実際はその計算での1億9,000万円というのではなくて、5億7,000万円ですから、3倍ぐらいを考えていなきゃいけないのかなと。そうすると、4,000円じゃなくて、1万2,000円だとするとちょっと高いかなというふうに思うんですが、どのような向こうから請求行為がなされて、その請求の内訳としてこういう一覧になっているのかが、ちょっとその関係がよくわからないんですけど。

○山本室長　この分析センターにお支払いをするときには、それぞれのその分析にかかった人が何時間働いたのかというのを確認して、それにそれぞれの人の時間単価を掛けた分を人件費としてお支払いをしてございます。そういった人件費やその他もろもろの事業費を足したものの10%を一般管理費として精算をするときにはお支払いをし、8%は消費税というような形でお支払いをするということになってございます。

○小笠原委員　ですから、そうすると、計算上は人件費はそういうふうに計算されるんですけども、実際にはそこに18%ぐらいの一般管理費が乗ったものが請求書として来て、それを月々なのか、年間、いずれにしてもトータル5億7,000万円を払っているということですね。ですから、確かに、時間だけ見ると一見、低いか高いかはちょっとあれですけど、

ニュートラルだとしても、トータル一般管理費やほかの経費を加算すると、その3倍かかっているわけですから、ちょっと高いんじゃないかなというのを率直に思うんですけども。

○山本室長 その3倍というのがすぐに理解をしていないんですけど。

○小笠原委員 Bの分析センターの、今御説明をいただいたのは1億9,000万の内訳ですね。

○山本室長 はい。

○小笠原委員 ただ、実際の支払額はこの3倍の5億7,000万円なんですよね。

ここには、人件費として人出ししてもらったものは払うけども、その人出しに当たって、バックオフィス費とかそういったものを含めると、内訳としてこういうふうに列挙されるけども、その中には一般管理費の8,500万円も入っていますけども、請求額としては3倍が請求されるという計算になるんですか。ちょっと意味がわかりませんか。

○山本室長 申し訳ございませんが、その他の1億900万円のうち、消費税の分が4,200万円、それから、管理費が4,800万円、そういったような金額になってございますので、人件費の1億9,400万円以外に、そこに載っています備品ですとか、それから、分析を行うために当然必要になってきます分析のためのいろんな薬品ですとか電気代、そういったものがもろもろかかって5億6,900万円になっているというようなことで、人件費以外にも、いろんな機器の保守点検ですとか、古くなった機械の更新というようなことで、8,900万円かかったりというようなことで、この金額については、まさにかかった費用以外は、一般管理費10%と、当然、皆さんにかかってくる消費税の相当額8%、それだけしか向こうにはお支払いをしていないということでございますので。

○小笠原委員 ここの内訳の人件費以外というのは、全てこちら側で指定をして、こういう備品を買ってください、こういう消耗品を買ってくださいと言って、何か指示して、全部そのかわりに買ってもらったものを請求されてきているようなくらいひもがついているのか。それとも、ほかの分析もされているんだけども、それに使っている備品なんだけども、こちらに請求する名目としては、備品費とか外注費とかという格好で請求をしてくれているものなのか、それはどちらなんですか。

○山本室長 これは委託費でございますので、私どもがこの機械を無償貸与してやるというような形になってございますので、この委託の目的以外には、この機械は基本使わないというような形で運用をされてございます。

また、消耗品費についても、この調査の中で実際にかかった分析費用のみ、当然こちら

のほうの委託費として支払うというようなことで、ほかに我々の委託事業以外で何か使った薬品費とかが私どもに請求されてくるということはございません。

○荻野次長 飯島先生、先ほど手を挙げておられたと思うんですが。

○飯島委員 ちょっと別の論点になってしまうんですけれども、先ほど、成果指標と、それから、活動指標の関係というお話があったかと思うんですけれども、やはりちょっと私が見ても、活動指標と、それから、成果指標の代替指標については、あるところまでは相関しているのかなという感じがして、つまり、設置の自治体が増えれば設置数もだんだん増えていくのかなと、100%行くまではですね。なので、やはりちょっと本当に適切なのかなという疑問は感じます。かといって、じゃあ、何を代替指標としていいのかというのはすごく難しいのではないかと。つまり、例えば、先ほどお話がありましたように計画ということになってくると、個別の計画、こういうことを達成したらというと、どうしてもその集計化というのが作業が入ってしまって、かなりそこで恣意性が入ってくる可能性もあって、そうすると、指標の信頼性というものが低くなる可能性もあると。

ならば、例えばですけれども、本来、理想的な状況を維持するにはこれぐらいのお金がかかりますというような、何か計画に基づいて試算をしていただいて、実際は毎年、それに必要な金額の何%ぐらいを予算で取れているのかとかですね、そういうことというのは技術的に可能なかどうか。毎年見積もりというのは変わってしまうと思うので、一貫性ということになると非常に厳しいのかと思うんですけれども、ただ、年度年度のその評価というのは多少はできるのではないかなと。やっぱり、どうしても評価というと、金額表示でいくのが一番わかりやすいのかなという気がして、その辺のところをちょっと御意見を聞かせていただきたいということと、あともう一つ、初歩的なところでちょっと教えていただきたいんですけれども、今日の概要の4ページのところで、データベース、これを拝見したんですけれども、データの出所というのが幾つかの省庁から出ているように思うんですけれども、実際それぞれの省庁において、測定されているような事項であるとか意図というのはそれぞれ違うとは思いますが、一部重複はないのかどうかとかですね、効率的な測定の余地というのはあるのかどうか、その辺のところを一つ教えていただきたいという以上2点です。お願いします。

○荻野次長 お答えは。

○片山審議官 まず1点目ですけれども、予算額でどれだけ取れたかというふうになっていくと、これもまた同じようなことが起きかねない。先生がおっしゃったように、計画を

立てて達成率というふうになったときに、正確に測定できているのかということと少し同じようなところ。つまり、計画に申請があれば達成率が変わるというのと同じように、予算の見積額に申請があれば達成率が変わってしまうというのは、同じような関係があるのかなという気がしています。

ただ、いずれにしても、いろいろ御指摘いただいたので、どういう工夫ができるのかというのは我々で考えたいというふうに思っております。

○武山課長 4ページのデータベースですけれども、まず、右側にあるウェブサイトという「日本の環境放射能と放射線」、これは、我々の事業のやつのみが載っているというものでございます。

それに対して、実は、下のほうに規制庁ホームページがございます。これは実は、規制庁がそもそも放射線の取りまとめをしているところもあるので、ここはですね、いろいろなところの測定主体のものが見られるような形でやって、これは実は別の、この事業とは別で我々のほうでホームページをつくっているの、それにここに載せているという形にしているというものでございます。

○飯島委員 飯島です。

そうすると、あれですかね、データ測定の重複というのは実際にはあまりないというふうに理解してもよろしいでしょうか。要するに、無駄な測定はしていないと。

○片山審議官 基本的に役所によって得意分野というのがあったりしますので、役割分担はできているというふうに思っております。

○荻野次長 それでは、田渕先生。

○田渕委員 先ほど来議論になっている指標の関係なんですけれども、045の環境放射線のほうですね。こちらは、政策評価とのリンクという観点から見た場合に、2ページ目に、測定指標として環境モニタリング結果の解析・公表という指標が設定されているんですが、この目標値、実績値に関しては、この事業の部分も含まれているのか、あるいは、全部がこの事業の値なのか、ここには入っていないのか。政策評価とのリンクについて、教えてくださいませんか。

○武山課長 これは、下にあります放射線モニタリングの実施というところにありますけれども、毎月解析結果を公表していますというところを引用しているという形ですね。

○田渕委員 政策評価と事業はリンクしている、政策を実現するために事業が行われているわけで、政策の状況を測定するのが測定指標なわけですね。その測定指標として、環境

モニタリング結果の解析・公表というのがあるので、この中にこの事業のデータが含まれているのかどうかというのは、関係ないということですか。

○山本室長 52とかの数字の二つほど下に、施策の進捗状況(実績)という欄がございます。

「総合モニタリング計画」に基づきまして、定期的にこちらに書いてございます福島県のモニタリングのデータ、それから、海域のモニタリングデータ、それから、全国的な空間線量率等のモニタリング等と書いてございます。このうちの全国的な空間線量モニタリング等については、この水準の調査ではかっているデータを公表しているということで、この水準調査も含めた形で公表しています。

○田淵委員 ということは、28年度は52の目標値、実績値が18となっている中に、この事業の分が含まれているということでしょうか。

○山本室長 そうでございます。

○田淵委員 であるならば、この事業の指標として、この中の内訳の、この事業に該当するデータが指標として設定されていると、政策とのリンクというのも見やすいですし、成果というところになるとちょっと弱いかなとは思いますが、公表という部分に関しては、国民の安全・安心に資するという観点でいくと、やはり重要なことだろうと思うんですね。重要な、非常に貴重なデータをとっていらっしゃるし、それを国民の皆さんに公表することによって、国民の皆さんに安心してもらえる。そういう状況もこの事業の一つの成果であってもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○武山課長 この1回、空間線量率に関しては、だから、この18回の中では含まれているわけですが、前項のやつです。でも、これは毎回入っているということです。18回の毎回入っている形になっているので、ある意味これ自身と同じようなものに、同じことになるという、これ自身が成果目標という、そういうことでしょうかね。

○田淵委員 政策評価と行政事業レビューというものは全く違うものではなくて、政策評価との連携はしっかりとしていく必要があると思うんです。その中で、政策評価でこうした形でモニタリングの結果を解析・公表ということで測定指標として挙げられているので、これに関して、この行政事業レビューとして、やはりリンクはしていく必要があるのではないかなということですか。

それと、やはり情報提供というのは非常に重要なポイントだろうと思うんです。データがどう活用されているかということも含めて、そのデータがどういう形でわかりやすく国民の皆さんに提供できるかということも一つの成果であろうと思います。

というのは、先日大洗の日本原子力開発機構の事故がありました。先ほども実際、 γ 線ですか、モニタリングではかっているものとは違うので、それをそのまま出すことはできないけれども、警報が鳴った、でもきちんと調べたら大丈夫だったと、規制庁としても確認をされたとおっしゃいましたよね。たしか御説明あったかと思うんですけども。であれば、そういう形のものを規制庁として、もう少しタイムリーに出されるといいのではないかなと思うんですね。日本原子力開発機構に大丈夫ですと言われても、ちょっと信じられない部分も実はありまして、いろいろこれまでもありましたので、それはやはり、規制庁がこういうデータに基づいて、こういう形で測定をしていて、こういう結果が出ているので大丈夫ですと、安心ですと、漏れていませんというふうに出すということも、このデータをもとにした活用という形では一つあり得るのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○片山審議官 まず、前者の政策評価と行政事業レビューのリンケージという観点でいきますと、先生がおっしゃったのは、要は、行政事業レビューの活動指標とか活動実績の中に、この公表をどれぐらいやることになっているんだというものもあわせて書き込めば、下の政策評価と測定指標とのリンクも明確になるじゃないかという御指摘だと受け止めてよろしいでしょうか。

○田淵委員 それが目的ではないんですけど。要するに、活動指標というよりも、成果に近い初期的なアウトカムになるとは思いますが、測定指標とのリンクという観点で、その体系がわかるように整理をされたらどうですかということです。

○片山審議官 ちょっと工夫を考えたいと思います。

それから、後段について言いますと、施設の安全をしっかりと行う。あるいは、その事故が起きたときにしっかりとらえて、影響が外へ出ていないのかどうかというものをしっかりと測定して、その情報を提供する、この責任は一義的に事業者にあります。この事業者の責任というものは、誰にも転嫁はできないというのがIAEAの基本安全原則の一番初めに出てきていることです。したがって、これはJAEAがしっかりと説明をする責務があると。それを規制当局がかわりにやるということは基本的にはないというのが、国際的な原子力安全の基本的な考え方だというふうに思っています。したがって、JAEAがやはりしっかりとそこところは測定をして、結果を公表するということが大事だというふうに思っております。当然、先ほどの監視等交付金で茨城県もそういう事業をやっておりますので、茨城県としてやることはあろうかというふうに思いますけれども、規制当局が肩がわりを

するという性格のものではないというふうに思っております。

○田淵委員 日本原子力開発機構に説明する責任があるのではということなのですが、その数字が信じられない場合には、国民としてはどうすればいいのか。そのときには県が対応すべきだというふうなお考えですか。

○片山審議官 監視等交付金というものの事業の中には、当然そういうものが含まれておるといふふうに理解をしています。少なくともJAEAがしっかりとその事業者の責務として測定をし、そういう正しい値がはかれるかどうか。これは、規制当局の責任において事業者の活動を確認するというのは、それは規制当局の責務です。ただし、規制当局が事業者の肩がわりをして何かやるということではなくて、まさしくJAEAがそういうことができる体制がしっかりできているのかというものを見るのが規制の役割ということだと思っています。

○田淵委員 肩がわりをしろということは全く言っていないくてですね、客観的にこういう形でモニタリングの調査等々をしているので、そういう立場から見ても大丈夫ですというような情報が提供されると、より国民の安全・安心が増すのではないかという観点で申し上げたところです。

○片山審議官 それが我々が考えている肩がわりだといふふうに思っています、やはり、しっかりと事業者が自らの責任でしっかりとはかってデータを公表する、そういう能力があるかどうか、そういう体制がしっかりとれているかどうかというものを規制は確認するというのが役割分担だといふふうに思っております。でないと、何かトラブルがあるたびに全て規制庁が全部はかりに行くということになるということでございまして、それはまさしく事業者が本来やらなきゃいけない責任を規制当局が肩がわりをしてしまうと、そういう世界に行ってしまうということだと思っています。

○荻野次長 伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 今の話の確認なのですが、この間の事故があったときに、最初のお答えの中で、まさにこの交付事業でやっている中でのモニタリングポストでの数値は異常値が表れているわけではない、これがまさに今のお話だと規制当局の一つの説明責任であって、要は、あれは内部の話であって、そこから出たら人体にも影響を及ぼす可能性があるから、規制当局としても、まさに今やっているこのモニタリングポストの中での異常値が出たら、何か必ず動きをとる。そこに数値が起きない限りは、逆に言うと安心なんだというのが、今のお話、このやりとりの中の一つの見解なのかなというふうに私は認識したんですが、

いかがでしょうか。

○片山審議官 γ 線と α 線とでちょっと違いますけれども、 γ 線の世界でいくと、まさしく発電所と言えば、敷地境界にある事業者が設置したモニタリングポスト、さらに、その周辺にあるモニタリングポストである一定の線量が出ているということは、まさしく事故が起きているということですので、我々が原子力防災のアクションをとるトリガーの一つに、施設でこういう機器が壊れたというのあれば、実際に線量が上がったということで、オフサイトの住民の防護活動のトリガーを引くといったような基準というのは全て定めておまして、それに基づいて、まさしく先生がおっしゃったように、モニタリングの結果に基づいてアクションをとる、そういうことになっております。

○田淵委員 一つ確認させていただいてよろしいですか。私が先ほど申し上げたのは、モニタリングポスト、大洗にも2箇所ありますよね、たしか。2箇所あったかと思えます。そのデータを出してほしいという、そこに異常がないということを出すということも、また違う話になるんですか。

○片山審議官 連続測定モニタリングポストの値というのは常に規制庁のホームページで出た状態になっています。事業者もモニタリングポストの値というのはプレスリリースをしておりますけれども、これは α 核種なので、モニタリングポストではかる γ 線が異常がないからといって何も言えない世界になりますので、まさしく α 核種が管理区域という施設の、要するに普通の管理された区域の外に出ているか出ていないかというのは、しっかり事業者がサーベイをして、出ていないという結果を公表する、そういうことだというふうに思っています。

○河村委員 水準調査のほうの予算統制のことでコメントなんですけれども、こういうふうに、国から全額を渡してお願いするという形になると、やっぱりちょっとなかなかコストの統制が甘くなってしまいがちになるような気がするんですね。お金の流れについては、代表的な例ということで参考資料4でお示しくださっているんですけども、現時点では、何かこういうディスクローズは各地方公共団体に任されているというお話だったんですが、この事業の性質からして規制庁のほうでやっていらして、全国でいろんなところに割り振って都市ごとにやっていらっしゃると思うんですけども、規制庁のほうでまとめて、今年は例えば高知県なら3,800万円出しました。何に幾ら幾らというのをディスクローズされるようにされてはいかがですか。そうすると、似たような仕事をよその都道府県でやるということはよくあると思うんですけども、そうやって横並びでディスクローズ

されることによって、国民の目にも非常にわかりやすくなる。同じような仕事をしていながら、うちの県と、それから、よその県とでどれぐらい違っているか。それは違っていてもやむを得ないという何か事情があるのかもしれないし、そうじゃないかもしれないという意味で、ディスクローズすることでいろいろ統制がかかってくるんじゃないかと思うんですが、それはどのようにお考えになりますでしょうか。

○片山審議官 地方公共団体がこういう入札とか何かをかけたときの結果の公表というのは、たしか、地方自治法に基づいて、それぞれやるというような世界があったかと思っ
ていまして、こういう事業に限らず、総務省のほうで少しやり方みたいなものを示しているんじゃないかというふうに思っています。

それで、我々が出した47都道府県全部、どうなっているかというふうに見ました。皆、何がしかしっかりとホームページ上で公表されていると。ごく一部、随意契約については何か詳細が出ていないような県もありましたけれども、それは、恐らく県のルールとしてそういうふうになっているところがあるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、ある意味この手の情報公開というのは、地方公共団体も熱心に取り組んでおられるというところだと思いますし、ホームページ上で彼らは公開しているというのは確かだというふうに思っております。先生の御指摘は、公開された情報を横並びで規制庁が編集してみたらどうかという、そういうことですか。

○河村委員 そういうことですね。ですから、地方公共団体が公表していないからけしからぬから規制庁がと申し上げるつもりはなくて、国民の目から見たときに、同じこの事業のやつがそれぞれの都道府県でどう使われているのかというのが横並びで見られるようになっているほうがいいんじゃないですかということです。

○片山審議官 その時々によって調達するものが違ったりというところはあるかもしれませんが、少し考えてみたいというふうに思います。

○河村委員 今日いただいた資料でも、例えば、これぐらいの費目だけでも出していただくと、同じことをやったのが、同じ年でほかの県もやったんだなとかということがわかりますので、ぜひ御検討をお願いできればと思います。

○荻野次長 ほかに何かございますでしょうか。

小笠原先生、どうぞ。

○小笠原委員 先ほどの分析センターの話なんですけれども、それはさっきの随意契約にも結びつくかと思っておりますけれども、費目に出てくるということは、何らかの形で有償で向

こうに引き取らせたから、その一部分について、備品費とか消耗品費とかという形で請求が来るとすれば、それは、確かに、そういう設備なりを買い渡して、これで分析をやってくれよと言っているのに、いざというときに公募であなたのところは落ちましたという話にならないので、多分随意性というのは出てくるような気がしますし、先ほどたしか御説明いただいたときには、いや、無償で渡していますよという話だとすれば、逆にあそこに科目として備品費だとか消耗品費とかというのは出てこないような気がして、そういう意味で非常に混乱した議論だなと思ったので、先ほどちょっと中断したんですが、その辺りはどういうことなんですか。

○事務局 一般的に会計上50万円以上だったかと思うんですけども、そういった物を買いますと、委託で買いますと、委託をした者に所有権が帰属するということになりますので、国の所有物品になります。なんですけれども、その所有物品をその委託先に使ってもらわなくちゃ事業が回らないときには、無償で貸しつけということを行います。今申し上げたのは、恐らくそのことだと思います。

○小笠原委員 その場合は無償で貸しつけているわけですから、それに対する請求というのは当然来ないわけですね。

○事務局 ええ、おっしゃるとおりです。恐らく、備品費というのは50万円未満の備品というのもございますし、要は、制度上、国に所有権が移転しないようなものもあります。そういう物を買うときに備品費として予算計上するということがございますし、新しく設備更新をするということになると、今までに貸し付けていた物品は使い物にならないので廃棄処理をして、新しい物を買うというふうな形での備品費としての計上というのもございます。

○小笠原委員 やっぱり、その辺は1品1品、どちらが負担をして、どちらに請求権があるかというのははっきりしているということなんですね、そういう意味では。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○小笠原委員 わかりました。

○荻野次長 皆様、コメントシートのほうはそろそろ集まりそうでございますか。

それでは、まず一旦、小笠原先生から御紹介をお願いします。

○小笠原委員 それでは、順不同で御紹介をしたいと思います。

24道府県での交付金について、交付金であっても国の関与が強いと。防災の観点で考えると、自治体の責務というふうにはなりますけれども、実態としては委託に近いものでは

ないか。あと、両事業ともに大きな課題を考えているようには感じない。あと、成果指標については、モニタリングポストなどの監視のあり方について、意識調査などをするのがいいのではないかとというのが一つ目です。

次に、資金の流れ、事業の執行状況、成果について、もう少しわかりやすく発信していただきたい。これは45番に関してです。

あと、50番に関してですけれども、どうもお聞きすると、自治体間の温度差が生じているのではないかなど、そのための対応をはかるべきではないかということでもあります。

それと、これは45、50で共通している意見ですけれども、異常時だけではなくて、正確かつ適時適切にモニタリング結果を活用することが必要なのではないかという意見です。

それと、これは45に当たるとは思いますけれども、日本分析センターの費用は高く、入札等でもう少し競争性を確保して強くして、各項目をもう一度再検証するような必要があるのではないかなどという意見。

それと、ほかの委員もそうですけれども、45に関しては、特にその委託に関し、その費用の内訳をより精査すべきである。削減し得るものについては努力すべきであると。

あと、50については、やはり有事対応ということがあるわけですから、バックアップサーバーの未設置、あるいは、通信の多重化についても72%とまだ十分ではないというようなことから、この有事対応についての意識をもっと反映させるべきではないか。具体的には、そういったものも何らかの形で成果指標に織り込むべきではないかということでもあります。

その成果指標の中で言いますと、例えば、そういった有事対応に備えた各都道府県向けへの研修や訓練などの実績なども、これはほかの事業で行うのかもしれませんが、指標として取り入れる必要があるのではないかという指摘があります。

それと、別の委員の方の指摘で、両事業とも国が全額コストを負担するものでありながら、実際に執行する地方公共団体や財団法人等に対する予算管理の統制が少し甘いのではないか。水準調査事業について、予算の実際の執行状況や調達方法の公表を各地方公共団体任せにはせず、原子力規制庁として統一基準で公表すべきではないか。

あと、交付金事業については、やはり、国として本事業を執行する上で、満たされるべきと考える水準をより明確にした上で、達成の目標や工程表を作成し、計画的に取り組むべきではないか。

茨城県のケースもありましたけれども、いろいろな意味で重複による執行率もあるので

はないか。両事業合わせて効率的に、この両事業というのは、45、50の両事業を合わせて効率的に運用できる、そういうような工夫を考えるべきではないかという意見もあります。

別の委員の方の指摘で、生活指標の代替指標として、活動指標と相関がある、より有効な指標を考えるべきではないかと。

交付金対象については、設置位置など統一的基準を考えられるかどうか。確認する必要があるのではないかと。それぞれのコメントがあります。

今回は二つの事業ですけれども、45の事業については、全員事業内容の一部改善と、この一部改善事項というのは、先ほど申し上げた個別の部分と、あと、共通の部分も入ると思いますけれども、45については全員が一部改善。50の事業に関しましても、1人の委員を除いて5人が事業内容の一部改善、お一人は現状どおりで構わないということでありました。

以上です。

○荻野次長 ただいま御指摘いただいたものをまとめさせていただきまして、若干細かい調整をさせていただきまして、ホームページで公表するというにさせていただきたいと思っております。

一応本日の議題は以上ですけど、何か補足の御発言があればあれでございますけれども、なければ、時間も押しておりますので、本日の議題は以上となります。

今後につきましては、7月以降の原子力規制委員会におきましては、今回の公開プロセス等の振り返りを行っていただくということでございまして、また細かくは事務局より別途御連絡をしていただくことにいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上